

(第一類 第七号)

第二百八回国会
衆議院 厚生労働委員会議録 第五号

(一一四)

令和四年三月十一日(金曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長	橋本 岳君
理事	今枝宗一郎君
理事	高階恵美子君
理事	山井 和則君
理事	池下 卓君
青山 周平君	
石原 正敬君	
加藤 勝信君	
川崎ひでと君	
後藤田正純君	
高木 啓君	
高見 康裕君	
西田 昭二君	
平沼正二郎君	
古川 直季君	
三谷 英弘君	
柳本 要君	
阿部 知子君	
中島 克仁君	
野間 健君	
吉田 統彦君	
一谷勇一郎君	
吉田とも代君	
吉田久美子君	
宮本 徹君	
厚生労働大臣	
厚生労働大臣政務官	
(厚生労働省健康局長)	
政府参考人	
厚生労働省職業安定局長	
田中 誠二君	

委員長	橋本 岳君
理事	齊藤 駿君
理事	牧原 秀樹君
理事	柚木 道義君
上田 眞元	
勝目 神田	
神田 潤一君	
田村 憲久君	
高木 宏壽君	
土田 慎君	
西野 太亮君	
田山 深澤	
松本 尚君	
三ツ林裕巳君	
山本 左近君	
井坂 信彦君	
山田 勝彦君	
早稻田ゆき君	
金村 龍那君	
山崎 正恭君	
田中 仁木	
宮本 博文君	
古賀 篤君	
佐原 陽一君	
後藤 古賀	
田中 誠二君	

政府参考人	(厚生労働省雇用環境・均等局長)
官	政府参考人
(経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官)	(河原まさこ君紹介)(第三六七号)
厚生労働委員会専門員	大島 喬君

(吉田はるみ君紹介)(第三五一号)
同(奥野総一郎君紹介)(第三七八号)
(道下大樹君紹介)(第三九二号)
学童保育(放課後児童健全育成事業)の拡充に関する請願(和田義明君紹介)(第三五四号)
(鈴木貴子君紹介)(第三六九号)
(遠藤利明君紹介)(第四二五号)
(田野瀬太道君紹介)(第四六九号)
高齢者の命 健康・人権を脅かす七十五歳以上医療費窓口負担二割化中止に関する請願(小宮山泰子君紹介)(第三九三号)
(枝野幸男君紹介)(第四二四号)
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(枝野幸男君紹介)(第四二三号)
同(大口善徳君紹介)(第四八一号)
命を守り社会を支える福祉職員を増やし、賃金を引き上げることに関する請願(青柳陽一郎君紹介)(第四三九号)
(青山大人君紹介)(第四四〇号)
(新垣邦男君紹介)(第四四二号)
(石川香織君紹介)(第四四四号)
(稻富修二君紹介)(第四四三号)
(笠井亮君紹介)(第四四四号)
(鎌田さゆり君紹介)(第四四五号)
(菊田真紀子君紹介)(第四四六号)
(近藤昭一君紹介)(第四四七号)
(下条みづ君紹介)(第四四八号)
(白石洋一君紹介)(第四四九号)
(末次精一君紹介)(第四五〇号)
(牧義夫君紹介)(第四五二号)

同(森山浩行君紹介)(第四五三号)
同(山崎誠君紹介)(第四五六号)
同(笠浩史君紹介)(第四五五号)
全国一律最低賃金制度の実現を求めることが関する請願(青柳陽一郎君紹介)(第四五六号)
(大石あきこ君紹介)(第四五八号)
(鎌田さゆり君紹介)(第四五九号)
(岸本周平君紹介)(第四六〇号)
(白石洋一君紹介)(第四六一号)
(寺田学君紹介)(第四六二号)
(中川貴元君紹介)(第四六三号)
(福田昭夫君紹介)(第四六四号)
(牧義夫君紹介)(第四六五号)
(宮本徹君紹介)(第四六六号)
(森山浩行君紹介)(第四六七号)
(笠浩史君紹介)(第四六八号)
(近藤昭一君紹介)(第四七〇号)
安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守ることに関する請願(新垣邦男君紹介)(第四七二号)
(石川香織君紹介)(第四七二号)
(稻富修二君紹介)(第四七三号)
(大石あきこ君紹介)(第四七四号)
(白石洋一君紹介)(第四七五号)
(寺田学君紹介)(第四七六号)
(福田昭夫君紹介)(第四七七号)
(牧義夫君紹介)(第四七八号)
(宮本徹君紹介)(第四七九号)
(笠浩史君紹介)(第四八〇号)

三月十一日
保育・学童保育制度の抜本的改善に関する請願

同(吉田はるみ君紹介)(第三五一号)

同(奥野総一郎君紹介)(第三七八号)

同(道下大樹君紹介)(第三九二号)

学童保育(放課後児童健全育成事業)の拡充に関する請願(和田義明君紹介)(第三五四号)

(鈴木貴子君紹介)(第三六九号)

(遠藤利明君紹介)(第四二五号)

(田野瀬太道君紹介)(第四六九号)

高齢者の命 健康・人権を脅かす七十五歳以上医療費窓口負担二割化中止に関する請願(小宮山泰子君紹介)(第三九三号)

(枝野幸男君紹介)(第四二四号)

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(枝野幸男君紹介)(第四二三号)

同(大口善徳君紹介)(第四八一号)

命を守り社会を支える福祉職員を増やし、賃金を引き上げることに関する請願(青柳陽一郎君紹介)(第四三九号)

(青山大人君紹介)(第四四〇号)

(新垣邦男君紹介)(第四四二号)

(石川香織君紹介)(第四四四号)

(稻富修二君紹介)(第四四三号)

(笠井亮君紹介)(第四四四号)

(鎌田さゆり君紹介)(第四四五号)

(菊田真紀子君紹介)(第四四六号)

(近藤昭一君紹介)(第四四七号)

(下条みづ君紹介)(第四四八号)

(白石洋一君紹介)(第四四九号)

(末次精一君紹介)(第四五〇号)

(牧義夫君紹介)(第四五二号)

同(宮本徹君紹介)(第四五二号)

同(笠浩史君紹介)(第四八〇号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)。

○橋本委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省健康局長佐原康之君、職業安定局長田中誠二君、雇用環境・均等局長山田雅彦君、人材開発統括官小林洋司君、経済産業省大臣官房サイバーセキユリティ・情報化審議官江口純一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○橋本委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。今枝宗一郎君。

○今枝委員 よろしくお願ひいたします。自民党の今枝宗一郎です。

まず、本日は、三月十一日、東日本大震災から十一年であります。亡くなられた方に心からお悔やみを、被災された方にお見舞いを申し上げ、引き続き復興に全力を尽くすこと、今日いらっしゃる議員の先生方、皆さん同じ思いだと思います、強くお約束申し上げたいと思います。

それでは早速、十五分しかございませんので、質問に入ります。

まず、今回の法改正の要因となりました雇用調整助成金についてお聞きをいたします。

世界では、コロナ禍で失業率が跳ね上がつてしましました。先進国でも、高いところは一四%を超える国もあり、ほかの国でも一〇%近くなつたりもしております。失業率が一%上がりますと、約二千名から三千名の方が経済的なことを理由にして命の危機に直面をする、こういったデー

タもございますので、やはりこれを何としても抑えねばならないということであります。

一方で、我が国では、失業率、この間、二%台後半から高くても三%ということであります。その大きな理由が雇調金であると考えられます。企業が労働者に支払う休業補償の十分の一、一日の上限額も一万五千円と、世界最高レベルまで高めさせていただきました。直近も、業況特例や、いわゆる地域特例を、今の水準のまま四月、五月、六月と延ばしていただきました。これは本当にすばらしいことかと思つておりますし、政府の英断に本当に感謝を申し上げたいと思います。

そこで、二問続けてお聞きをしたいと思います。一つ目は、雇調金の特例措置の業況特例、これは三割の売上げの減少が要件であります。現在の状況では、コロナの影響で売上げが三割以上減をしてしまう、こういった業況の厳しさがありますと、やはり、コロナの状況を踏まえ、七月以降も現在の高い水準を維持すべきと考えております。けれども、政府のお考えについてお聞きをしたいと思います。

また、もう一つ、飲食やサービス、旅行、宿泊業、運輸、交通業などは、コロナ禍のこの二年間、休業を繰り返さざるを得ない状況が継続をしております。在籍出向も行つていただきまして、業種については、一時の対応をする雇調金のみではなく、ポストコロナ時代の経済や暮らしを支える業種として、産業そのものをしっかりと支える支援策というものが必要だと考えますけれども、厚労省から各所管省庁に対して、今後の対策を、検討を呼びかけてはどうかなというふうに思っています。お願いします。

○後藤国務大臣 雇用調整助成金については、今まで特例措置を講じまして、事業主の雇用の維持

を強力に推進してきたところでございます。

先般、雇用調整助成金の特例措置等を六月末まで延長する方針を公表したところでございます。七月以降の取扱いについては、経済財政運営と改革の基本方針二〇二二を踏まえまして、引き続いき、感染が拡大している地域及び特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら検討していきたいというふうに考えております。

また、多くの産業で人手不足感が強まる中、今後は、アフターコロナに向けて、産業人材の確保を始めとする取組が重要になってくるということ

もございます。人への投資によりまして、成長分野等への円滑な労働移動を図つていく必要もあるというふうに考えております。

コロナ禍において業況の厳しい産業から、その状況について業所管省庁とも連携してヒアリングも行つてきたところでござりますけれども、今後は、各省が講じる個々の産業向けの取組とも適切に政策連携を図つていきたいというふうに考えております。

○今枝委員 ありがとうございます。是非とも今後も検討をしつかり進めていただければと思います。

○今枝委員 ありがとうございます。是非とも今後も検討をしつかり進めていただければと思います。

次に、小学校休業等対応助成金についてお聞きをいたします。

オミクロンは感染力が非常に強く、特に、ワクチンの接種が始まつたばかりの小学生や、またワクチンが承認されていない就学前のお子さんへの流行が顕著であります。そこで、コロナで学校等が休校になり、保護者が仕事を休まねばならないとき、十分の十、蔓延防止等重点措置中は上限一日一万五千円と高い水準で助成してきておるのですが、被災された方にお見舞いを申し上げ、引続き復興に全力を尽くすこと、今日いらっしゃる議員の先生方、皆さん同じ思いだと思います、強くお約束申し上げたいと思います。

一方で、企業に申請や協力を断られ、助成制度を使えないという事例もございました。このよう

企業に連絡をしていただいて、そして申請をするような働きかけを一つ一つ個別にしっかりと対応していただいたりですか、さらに、それでもどうしても企業が申請しない場合には、個人申請の休業支援金を活用しまして、厚労省から企業に休業の確認をする、こういった対応もしていただきました。ここまで行うことによって、非協力的な企業で働く方々もかなり支援を受けられるようになってきております。

しかし、この小学校休業等対応助成金につきまして、周知広報について、学校からは保護者の方々へ、また、商工会や商工會議所といった経済団体からはその経営者の方へしっかりと周知を行つていただいているんですけれども、実情、やはりなかなかまだ知られていない部分もござります。

そういった中で、最も効果的な企業側への周知広報について、やはり、企業の経営者と話をすることが多い地域の金融機関、こういったところからしっかりと行つていただくというのも非常に進んでいくんじゃないかなというふうに思うんですけど、政府として、この地域金融機関に制度の周知を進めていただくという点について、是非とも御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

小学校休業等対応助成金については、これまでも、先生御紹介あつたとおり、事業主や保護者による周知が行き届くように、事業主団体や学校、保育の現場への周知依頼を行つてきたところであります。

御指摘いただいた地域金融機関を通じた周知につきましては、金融庁とも連携いたしまして対応してまいりたいと思います。

引き続き、必要な方に支援が届くよう、本助成金の周知徹底に努めてまいります。

○今枝委員 受け入れていただきまして、ありがとうございました。是非とも早期に進めていただければと思います。

さて、それでは、今回の法改正の中身に入つて

まいります。

これまでコロナ禍で雇用を守り続けてきた雇調金でありますけれども、支払いには、約一・五兆円ありました雇用安定資金の積立分に加えて、失業等給付の積立金から借り入れられるよう令和二年に特例措置をつくりまして、この積立金といふのは入れていったわけなんですねけれども、それでも、令和四年には尽きようとしているという現状であると思います。そこで、積立金がこれまで六兆円台まで積み上がってついで暫定的に引き下げていた雇用保険料率を、千分の二から千分の六に一部戻すというのが今回の改正かと思います。保険料率は元々千分の八でありますから、激変緩和の措置はしていただいております。

一方で、国庫負担に関しましては、今回の法改正で、雇用情勢及び雇用保険の財政状況の悪化がしている場合に、現在の四十分の一から本則四分の一に戻すというふうになつております。

このうち雇用情勢の要件につきましては失業者七十万人以上となつておるということは、今までもずっとこの委員会答弁でもあつたわけでありますけれども、現在は、雇調金で失業者をぐっと抑え、四十万人台となつております。雇用安定資金を通して、雇用保険財政、失業等給付の方に猛烈な負荷をかけつつ、それによつて失業者が抑えられているという状況でありますから、こういったことを考えていくと、この状況で国庫負担四分の一に戻らないというのがどういうふうなのか、こういうふうな疑問の声も上がつておるわけであります。

やはり、雇用情勢と雇用保険の財政の悪化というものが裏表の関係にあって、国庫負担四分の一に戻す要件を、雇用情勢と雇用保険の財政状況、どちらかが基準を超えたとすることも一つの考え方であります。

一方で、この国庫負担と別に、一般会計からの繰入スキームも令和四年度まで延長されたわけであります。これまでのスキームでも多額の一般会計が繰り入れられており、このことによつて国と

して雇用や労使の方々への責務を果たしているようにも、同時に、見えます。

そこで、お聞きいたします。

これまでのスキームで、昨年、国庫から繰り入れられた金額は幾らぐらいとなるのでしょうか。また、国庫負担を本則、今の四十分の一から四分の一へ戻したとして、国庫負担で失業等給付の積立金に入る金額は幾らぐらいなのか。これをちょっとと比べてみたいと思いますので、簡潔にお示しいただきたいと思います。

○田中政府参考人 お答えいたします。

まず、雇用保険臨時特例法に基づいて繰り入れられた額ですけれども、令和三年度に一般会計において負担した金額は、補正後予算額で二兆五千七百八十億円です。

それから、既存のスキーム、失業等給付の国庫負担を仮に四分の一とした場合の失業等給付に係る一年の国庫負担額は、令和三年度当初予算を基に機械的に算出しますと、二千六百九十八億円ということがあります。

○今枝委員 どうもありますがどうございます。本則四分の一で投入される国費に比べて、今回の繰入スキームで入れられる国費が十倍ぐらい多いといふことが分かりました。

また、これまでの答弁におきまして、機動的な国庫繰入れを行うことについても、最大限柔軟に行つていただけるような対応を今考えていただいているということもよく分かります。

是非とも、失業手当ですか、また雇調金の支払いに支障が生じないよう、確実に対応していくだければと思つております。

次に質問を予定しております失業給付から雇用保険二事業への貸出金の全額返済免除について、ちょっと時間がないので少し飛ばさせていきますように、これは御要望として、お願ひいたしました。大臣、うなずいていただいてありがとうございます。

してお聞かせください。

では、続きまして、育児休業給付についてお聞きをいたします。

育休は、我が国最大の有事とも言える少子化対策に本当に大きな役割を果たしております。夫の育児時間が長いほど第二子以降の出生割合が高いというデータもあります。育休でいわゆるワンオペ育児を避けることというのは、子供をもう一人産んでみようか、育ててみようか、そういうインセンティブになつていくと思います。

元々非常に低かつた我が国の男性的育休取得率でありますけれども、二〇二〇年にはたしか一三%ぐらいに、目標を達成しまして、二〇三〇年三〇%を目指すなど、いうところまでどんどん来ていると思います。これ 자체はいいんですけども、給付率の増加率が高い水準で推移をしていく場合、今、国庫負担一〇〇%水準の暫定措置をやつておりますけれども、これが三年延長されると、令和六年度には財源が枯渇をするおそれがあります。

この対策については、令和六年度までに子育て支援制度の在り方とともに総合的に検討をすると、なつておりますけれども、財源がもう枯渇寸前、枯渇した、こんな状況ではもう絶対に手遅れになつてしまつて、いかぬものですから、また、子育ての世代にとつては、育休財源に不安があると、いう状態で、給付水準の低下をやはり不安心視されてしまう、それによって出生率に影響したら大変なことになります。

ただしこれは、令和六年度までに子育て支援制度を確立するための緊急的措置であり、令和六年度には財源が枯渇するおそれがあります。

本當は、職業能力開発促進法改正での、デジタル化の推進ですか、就職氷河期、非正規雇用の方々へのキャリアアップ支援について、また、成長戦略で非常に重要な鍵になる創業支援とか、事業承継、MアンドA支援に対する雇用制度の整備など質問したかったんですけども、もう時間が来てしまいましたので、今日はここまでとさせていただきます。

○橋本委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 立憲民主党の衆議院議員の阿部知子です。

本委員会で質問をさせていただくのは半年ぶりとなります。よろしくお願い申し上げます。

本日は、先ほど今枝議員も御指摘でありますけれども、今、政府の対応、お願いいたします。古賀副大臣 今枝議員から、育休、育児休業給付の国庫負担について御質問いただきました。今般の法案におきましては、お話をもありましたように、本則の一〇〇%水準とするという暫定措置を令和六年度まで延長するということにしておりますが、令和六年度までを途中に育児休業給付及びその財源の在り方について検討を行ふ旨の規

定を置いているところであります。

また、労働政策審議会の報告書において、育児休業給付の在り方等については、令和四年度から検討を開始し、令和六年度までを日途に進めていくべきとされておりまして、厚生労働省としましても、こうした議論を踏まえ、令和四年度から検討を開始したいと思つておりますし、今日御指摘いただいたことあるいは問題意識、私としても共にさせていただきたいと思います。

○今枝委員 ありがとうございます。

是非とも、少子化対策という我が国最大の、静かな有事なんという言い方をされますけれども、静かと言わなくとも、本当に大きな国難、有事でありますから、これを乗り切つていくためには、育休制度に、財源問題も含めて万全を期していただくということ、心からお願いを申し上げたいたいと、心からお願いを申し上げたいと思います。

本當は、職業能力開発促進法改正での、デジタル化の推進ですか、就職氷河期、非正規雇用の方々へのキャリアアップ支援について、また、成長戦略で非常に重要な鍵になる創業支援とか、事業承継、MアンドA支援に対する雇用制度の整備など質問したかったんですけども、もう時間が来てしまいましたので、今日はここまでとさせていただきます。

○橋本委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 立憲民主党の衆議院議員の阿部知子です。

本委員会で質問をさせていただくのは半年ぶりとなります。よろしくお願い申し上げます。

本日は、先ほど今枝議員も御指摘でありますけれども、今、政府の対応、お願いいたします。古賀副大臣 今枝議員から、育休、育児休業給付の国庫負担について御質問いただきました。今般の法案におきましては、お話をもありましたように、本則の一〇〇%水準とするという暫定措置を令和六年度まで延長するということにしておりますが、令和六年度までを途中に育児休業給付及びその財源の在り方について検討を行ふ旨の規

さて、私は、本日の質問に際して、通告外のこととで一つ、後藤大臣に御質問がございます。

実は、去る三月二日のこの委員会で山井議員も御指摘であります。しかし、旧優生保護法による不妊手術を強制された方々が、大阪の高裁の裁判で初めて國の賠償責任を認めたということで、上告をしてくれという申入れがありました。残念なことに、厚労省は三月七日、上告をなさいました。

まず、初めて責任を認めた大阪高裁判決は、いわゆる除斥期間をそのまま認めるることは著しく正義、公平の理念に反するという指摘をしておりまます。一方、厚生労働省は、上告受理申立ての理由を、判決は、除斥期間の法律上の解釈、適用で重大な問題を含んでおり、近く同種訴訟の判決も予定されているため、上告したとしてございます。

果たして、長い間、差別、偏見の中に置かれた障害のある方々が、自分になされた不法な手術について二十年の中で声を上げることができなかつた、本当に特殊な状況というか、深刻な状況があると思います。

そのときに、後藤大臣、伺いますが、法律上の解釈、適用で重大な問題を含んでおりと。今まで二十年ですから、そうであります。しかし、高裁の指摘は、それを上回る、非人道的な、正義や公平を著しく欠いたものであるという指摘であります。この点について、後藤大臣はどう思われるのか。また、近く同種訴訟の判決もある。確かに、本日午後二時、東京高裁の判決もござります。私は、いわゆる除斥期間が、その間にも差別と偏見の中に置かれて声を上げられなかつたということを指摘したのが高裁判決だと思いますので、改めて後藤大臣の受け止めをお聞かせいただきたく思います。

○後藤国務大臣 旧優生保護法につきましては、この法律に基づき、またこの法律の存在を背景として、多くの方が、特定の疾患や障害を理由に生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられたことについ

て、厚生労働省としても真摯に反省し、心から深くおわびを申し上げる次第でございます。

御指摘の一時金、御指摘というのは、今の法律の前でございますけれども、一時金支給につきましては、平成三十一年に、超党派の議連において法案が取りまとめられておりまして、国会において全会一致で定められたものでございまして、この法律では、当時の手術に関する記録の多くが残っていない中にあって、幅広い対象者に一時金を支給することとしているものと承知しております。

そういう真摯な反省と、心からのおわびの気持ちでございますけれども、先ほど先生から御指摘をいただいたように、除斥期間の法律上の解釈、適用につきまして、旧優生保護法に関する本件事案にとどまらない法律上の重大な問題も含んでおるということ、また、別の高裁の判決も予定されているということから、最高裁の判断を仰ぐといふふうに思っております。

そのときに、後藤大臣、伺いますが、法律上の解釈、適用で重大な問題を含んでおりと。今まで二十年ですから、そうであります。しかし、高裁の指摘は、それを上回る、非人道的な、正義や公平を著しく欠いたものであるという指摘であります。この点について、後藤大臣はどう思われるのか。また、近く同種訴訟の判決もある。確かに、本日午後二時、東京高裁の判決もござります。私は、いわゆる除斥期間が、その間にも差別と偏見の中に置かれて声を上げられなかつたということを指摘したのが高裁判決だと思いますので、改めて後藤大臣の受け止めをお聞かせいただきたく思います。

○阿部(知)委員 この高裁の判決の趣旨は、一般的な除斥期間では語り切れない差別や偏見が今この瞬間もあるのではないか、そういう中に置かれた障害者の人権であつたり、当然保障されるべき子供を持つ権利が奪われたことについて、正義に反し、不公平であるという指摘でございます。

障害を持つということは、今もつて、津久井や

おおむり園でもそうですが、障害者が存在することについてまだまだ差別や偏見が根強い、根深い、だからですので、大臣にはここまで指摘をさせてい

と、また大臣は行政として自覚していただかないであります。

と、また同じような過ちを繰り返しかねないと思

いますので、指摘にとどめさせていただきます。

今日午後の判決がよりよいものであることを私は願っております。

さて、いただきましたお時間ですので、雇用保

険法の質疑に入らせていただきます。

まず、今回の雇用保険に関しまして、非常に、雇用保険二事業という部分、雇用調整助成金を出している方について、財源の問題が大きくマイナスになつた。新型コロナ禍の失業防止策として、雇用保険二事業の一角である雇用調整助成金の支払いというものに、本来この雇用調整助成金の財源ではないところの失業給付金の積立金を貸し付けるを得なかつたというところから、いろいろな問題が派生していると思います。

もちろん、失業防止策として功を奏しました。

でも、失業給付金の積立金が枯渇をいたしまし

た。貸してあげたら自分のところがマイナスになつちゃつたというのが失業給付金の財政であります。

しかししながら、コロナ禍に対応した雇用調整助成金の特例措置の実施に伴つ当面の財源の確保のため、雇用保険臨時特別法によりまして、雇用調整助成金等の中小企業に係る日額上限を超えた部分について一般会計から負担することとするとともに、同じ雇用勘定である積立金からの借入れを可能とするなどの特例的な財源措置を講ずることとしたものであります。

なお、今後も雇用保険二事業の支出は一定期間高い水準で推移することも想定されることから、当面の雇用保険二事業の安定的な運営を図るために、今法案では、積立金からの借入規定について、令和六年度まで延長することとしておるところでございます。

○阿部(知)委員 簡単に申しませば、本来独立した区分会計であるのに、イレギュラーな措置を、失業給付からの繰入れを令和六年まで続けるといふことであつて、私は、このやり方というのは、なぜ区分会計があるのか、出と入り、どれくらいの保険料率にしていくかなどをしっかりと決められないことになつていくと思います。

次に、後藤大臣にお伺いいたしますが、こうやって失業給付から育児休業給付やあるいは雇用安定資金の方にお金を流して、さて、将来、令和六年という形で、育児休業給付金については、不足すればどう改正するかを論議するということも

で使側のところにお金がためられている雇用調整助成金、ここに、失業保険、労側もお金を出しているところに、もちろん国庫から入れたわけですが、流れいくという構造は、区分を乗り越えたものではないかと思いますが、いかがでしよう。

○田中政府参考人 労働保険特別会計雇用勘定におけるところでは、もちろん国庫から入れたわけですが、流れいくという構造は、区分を乗り越えたものではないかと思いますが、いかがでしよう。

おきましては、失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業、それぞれ経理を区分しております。それで、それぞれの収支状況を明確にして、独立して適切な保険料率等を検討、設定できるようにしております。

労政審などでも出ておりました。こちらについて
は、そういう見通しが一定ございます。それに、
そもそも労側、使側が負担しております。

果たして雇用安定資金の方にはどんな見通し
があるのか、みんな不安に思つてはいると思うんで
ある。雇用調整助成金が今年度五千億だったとして
も、今までのよう兆の単位に行かなかつたとし
ても、こうやつて借金して借金してやつ
ていかざるを得ない構造にしているのではないか
か。こちら側の財政的見通しはどうにお考え
でしよう。

○後藤國務大臣

今御指摘がありました雇用保険

二事業における借入額の返済の在り方につきまし
ては、労働政策審議会でも議論になつております。
労働者代表委員からは、労働者が拠出した保
険料が含まれる積立金からの貸出額が保全される
べきだという御意見があつた一方で、使用者代表
委員からは、雇用調整助成金の特例や休業支援金
制度の創設により、失業等給付に係る労使や国庫
の負担等を実質的に肩代わりしている側面もある
ことから、受益者全体で負担すべきであるとの意
見もございました。

こうした意見を踏まえた検討は、今後、雇用調
整助成金の特例的な支給が落ち着いた段階で行う
ことが適當であることから、今般の法案において
は、令和六年度までをめどに、累積債務や返済の
在り方について検討する旨の規定を置いておりま
す。今後の雇用調整助成金等の支出状況や積立
金、雇用安定資金の額等の財政状況も踏まえなが
ら、適切に検討してまいりたいと思います。

○阿部(知)委員 雇用保険法をこう
やつて質疑させていただくと、極めて厳密に、誰
が何を負担して、どのような計算をして将来を見
通していくかということが極めてタイト、極めて
かつちりした法律なんだと思うんですね。

でも、今回取られた措置によつて、井勘定と言
つては失礼ですが、とにかく足りないのは分
かっているんです。だから、何とかしなきゃなら
ない。このことが功を奏さなかつたとも思つてい
ます。

具体的には、まず、雇用情勢及び雇用保険財政
が悪化したときについて国庫が四分の一を負担す
ることを規定し、次に、それ以外のときに国庫は

ないんです。だけれども、区分が不明瞭になつ
て、構造自身がおかしくなりはすまいかと私は思
うわけです。労側にすれば、当然自分たちが出し
た保険料は保全してくれというふうになります。
でも、今大臣お分かりりますから、この
点は、緊急時といえども私はほかに策があつたの
ではないかと思つておりますので、また後ほど申
し上げさせていただきます。

と同時に、今回の改正は、いわゆる国庫負担四
分の一、雇用保険に関しまして、失業給付に関し
まして、ここの大枠もないがしろにした、搖るが
したと思います。

いわゆる本則四分の一問題ですが、開けていた
だきまして、法文にお示ししたとおり六十六条の
こと口という形で、イは四分の一、ロは四十分の
一。せんたつて党でヒアリングいたしましたと
き、田中局長は、イもロも本則なのだと。本則
イ、本則ロみたいに御答弁をなさいましたが、逆
に、本則のイは、遠くなつてしまつた本則、いろ
いろな条件がつけられて、失業者数とか様々な積
立金の見通し等々を出さなければ使えない本則
イ、架空の本則になりかねない。ロの方は、現状
四十分の一でやつてござりますから、これが逆に
本則の座に居座つてしまつた構造を取つていて
思ひます。

大臣、本則に条件がついたという改正は今まで
あつたでしようか、こういうことがなければ本則
にならないと。本則は本則で、本則からだと
思うのですが、いかがでしよう。

○後藤國務大臣 今般の新たな失業等給付の国庫
負担の仕組みは、四分の一、四十分の一、そのど
れか一つが原則ということではなくて、雇用情勢
及び雇用保険財政の状況に応じた国庫負担割合と
機動的な国庫繰入規定の全体を新たに雇用保険法
の本則として規定しているというふうに考えま
す。

具体的には、まず、雇用情勢及び雇用保険財政
が悪化したときについて国庫が四分の一を負担す
ることを規定し、次に、それ以外のときに国庫は

四十分の一を負担することを規定した上で、さら
に、これらに加えて、こうした負担割合にかかわ
らず機動的に国庫からの繰入れを可能とする規定
を国の雇用政策に関わる責任を果たすため常設化
であります。

○阿部(知)委員 一般会計からの国庫繰入れは、
私は常設されてよかつたと思つてます。しか
し、そのことによって、原則が遠のいて、原則が
実施されずにこの一時繰入れの方に傾いていつ
て、いるということを指摘をさせていただきたいで
す。

もう一つ言えば、この四分の一の原則が遠く
なつたのみならず、ほかの、例えば育児休業給付
や介護給付、職業訓練受講給付金などについて
も、みんな本則が十の一とかに、今までの、下げ
られてしまいます。本則総下げるような形を
取つております。

後藤大臣は、もちろん、何度も言いますが、一
般からの繰入れは必要ですし、常設していただき
たいです。でも、それでほかの本則を全部変え
ちゃつたら、本則が消えちゃうと思いますが、い
かがですか。

○後藤國務大臣 このはなかなか議論がかみ合わ
ないところかもしれません、雇用情勢、雇用保
険財政の状況に応じて、国庫負担の割合、機動的
な国庫繰入れの規定も含めて、全体を新たに雇用
保険法の本則として、機動的な国庫負担を含め
た、そういう形で保険財政をしっかりと支えてい
くというふうに考えてます。

○阿部(知)委員 一般繰入れが、もちろん後藤大
臣が財務省と交渉なさるわけですよ、確実に取れ
るときと、財政状況等、これはあつて当然なわけ
です。そのため、雇用保険というゆるがせにし
てはならない制度の方の本則、原則をまずしつか
りと確立しておかねば、今後の財政の様々な問題
があると思います。大臣はそれを御承知の上でど
うか、そういうことはよくお分かりの上での

回の改正は、むしろ一般会計からの繰入れという
ことを取るがために、ほとんどの原則を原則では
なくしてしまつたというふうに私は指摘せざるを
得ません。

私は最初、失業保険の四分の一、四十分の一し
か気つきませんでした。でも、よくよく改正案を
読んでみると、全部十分の一に、これまでの、例
えば育児休業給付すら、八分の一から八十分の一
に国庫負担を減らしていきます。制度の安定性を
全部ないがしろにしていく、私は大変問題が大き
いと思います。

それでもこのコロナの危機だとおっしゃるので
あれば、大臣には全力を挙げて、本当に全力を挙
げて財務省と交渉して、一般会計の繰入れをしつ
かりと、人々の雇用やあるいは出産、育児、介護
などに關わる、もう生活の基本ですから、ここが
担保されるようにしていただきたいが、どうです
か、覚悟は。

○後藤國務大臣 このことについては労政審でも
大変に議論になつておりまして、きちんとした財
政運営が担保されるための十分な質疑等も求めら
れているわけであります。我々としては、そ
したことを前提にいたしました労政審の結論でござ
いますので、しっかりと責任を持つて、それを踏
まえてやつていくというふうに申し上げたいと思
います。

○阿部(知)委員 私は、今回の労政審の審議はあ
くまで、びほう策、妥協の産物だと正直言つて
申します。この制度に持続可能性がないからで
す。安定化資金の方は、すぐさま私は頓挫してい
くと思います。ですから、労政審は都度必要に応
じてしつかりと聞いていたので、先ほど申し上
げました、労働者側はもちろん、使側も様々な困
難を抱えた状況下ですから、支えられるようにお
願いをしたいと思います。

続いて、先ほど今枝委員が御指摘になりま
した、この間、コロナで、子供たちも感染し、御家
庭にも著しい負担がかかつていて、お聞きいただ
きました三ページ目、どれくらいの保育園やある

いは小学校が、保育園は休園、あるいは小学校等はいわゆる学級閉鎖や休校などのくらい数があるたか。特に第六波、見ていただきますと、著しい数の休園等々がございます。

そして、こうした状況を支えるために、この間の改正で、いわゆる小学校休業等対応助成金あるいは小学校休業等対応支援金。助成金の方は雇用保険会計にお入りの方、支援金はフリーランスなど。助成金は雇用主が申請、雇用主が申請できない場合に、下の表にあります新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金。いろんなスキームをつくられて、何とか支えてこられようとしたことは評価をいたします。子供が学校に行けない、保育園に行けない、お母さんは見なきやいけない、仕事に行けない、それを有給休暇として担保していこうということはとても重要ですし、いい試みだと思っております。

ところが、これが知られておりません。先ほど今枝議員も提案をいろいろしてくださいましたが、私は、後藤大臣には、まず、どのようにこの支援のスキームのことを文科省と共有しているのか、御答弁をいただきたいです。

○後藤国務大臣 小学校が臨時休校した場合等において、保護者の方が安心して必要な休暇を取得できるよう、是非、事業主の方には、小学校休業等対応助成金の活用、また、休業支援金の仕組みによる個人申請への御協力をいただきたいというふうに考えております。

そして、これまでも、厚生労働省として、事業主団体への周知徹底を行ってきております。学省と連名で、学校、保育の現場を通じた保護者へ周知徹底を行っております。

まだ足りないという先生の御指摘、肝に銘じますが、必要な方に支援が届くように、引き続き、関係各との連携や様々な機会を通じた丁寧な周知を行いまして、本助成金の活用が進むように努めています。

○阿部(知)委員 本当に情報が伝わっておりません。そして、保育園で感染がはやれば、親は、不

安の中、子供を行かせるかどうかを悩んで、仕事を辞めようかと思つたりもしておられますので、是非、情報が届くようにお願いいたします。

最後に、時間が限られておりますので、先ほどお手元の資料は、今般の見直しで、いわゆる育児休業支援金が、単に労使関係にあるところの男

性や女性に対してだけではなく、フリーランス、非正規、あるいは国保の加入者などにも認められるべきと私は考えますが、その第一点は、母性保護。女性は出産して、産む性でありますから、そのことが保障されねばなりません。

お手元を見ていただきますと、母性保護の概念に反した早過ぎる復帰というグラフがござりますが、右側のグラフだけを簡単に、上の右を申し上げますと、ここは、産後約二ヶ月以内で職場、仕事に復帰する方が六割ということです。

後二か月といえども、体も安定せず、精神も安定せず、収入も安定せずであります。この方々が今は、育児休業の支援金、育児休業給付から外され正規の労働者とそうでないフリーランスの方を比べると、保険料も免除がありませんから、結局、フリーランスの方の方が出産に際わって約三百万円ほどの差の負担がある、簡単に申しますと。

こういう実態について、是非、これから見直しがあるうごとかと思いますから、厚生労働省として調査をしていただきたい。

実は、これは二〇一八年の調査で、加藤大臣にてお示しして、調査をしてくださいました。

一昨日に続き、雇用保険法に関する質疑をさせさせていただきました。

資料の一ページ目を御覧ください。

大まかに御説明申し上げて、国の負担率を四分の二のままというのが一つ目。それから、雇用情

勢とか労働保険の財政状況が悪いときには労政審の意見を聞いて機動的な国庫繰入れをする、また、そういうことを政令に書くことが二

出産、育児の際の所得の差の点でございますけれども、雇用関係にない方の出産、育児期間中の所得の実態の把握は困難でありますので、したがつて、両者の差の把握も難しいと考えております。

なお、仮に試算という形で対応するとしても、御紹介いただいた調査のように、フリーランスの出産、育児期間中の所得がゼロであることを前提としない限りは、一概にお示しすることは難しい

のではないかと考えております。

○阿部(知)委員 そんなやる気のないことを言つているから、いつまでたつたって、この国の少子化は何ともならないのです。どれだけの女性たちが非正規で働き、出産を望んでもできずに入るか、御答弁をいたさないといふ。幾ら子供、子育て、家庭支援と言つたって、絵に描いた餅になります。

最後の表は、私が十年前に、出産育児一時金、出産手当金、傷病手当金、育児休業給付金、産休、育休中の保険料免除、正規だつたらこれだけあります。この方々が今

あるのに、いわゆる国保、非正規では出産一時金しかありませんとマル・バツをつけた、十年前の資料であります。何も変わつていなければ、終わらせさせていただきます。

○橋本委員長 次に、井坂信彦君。

○井坂委員 立憲民主党の井坂信彦です。

一昨日に続き、雇用保険法に関する質疑をさせさせていただきました。

これまで冒頭に、本日の理事会で修正案を提出させていただきました。

この修正案は、この正規、非正規の大きな差、これを調査していくべきだと思いました。そのときは明確な御答弁をいただけませんでしたが、今般、見直しに際して、こうした正規、非正規の大きな差、これを調査していくべきだと思いました。

○後藤国務大臣 今後の雇用保険制度における具

つ目。そして三つ目が、先ほど阿部委員の質問にもありましたが、育児休業給付、これはもうフリーランスなど雇用保険の外側の働き方などにも支払えるように、雇用保険ではなく国庫負担による新しい制度を検討すること。大きくこの三点の修正案を提出させていただきました。是非、各党の皆様にも、御検討そして御賛同をよろしくお願いをいたします。

それでは、失業保険の給付水準について伺います。

この雇用保険の議論をするときに、やはり労働者にとつて一番大事なのは、失業などのいざといふときに、まともな金額の給付、失業保険金がもらえるかということです。保険制度だけが細々と統いても、給付の金額が下がつてしまえば、やはりセーフティーネットの役割は果たせません。

しかし、平成十二年と十五年には、財政上の理由で賃金日額や給付日数などが引き下げられたわけであります。財政の立て直しを行つた上で、過去に引き下げられた水準を回復をすることも重要なあります。

資料二の上のところを御覧いただきたいのですが、やはり四分の二の場合は、そして四十分の一の場合、さらには、もうお金がどうしても足りないと云ふべきれども、今回の法改正では、国の負担割合が、元々の本則の四分の一から、三つの本則を組み合わせた形に変わります。失業給付の国庫負担が四分の一の場合と、そして四十分の一の場合、さらには、もうお金がどうしても足りないと云ふべきは機動的に国庫を繰り入れるという新しい仕組み、この三つの組合せに変わるのであります。

今回の法改正、大臣に伺いますが、これは、こういふ三つの財政上の国の措置というものを組み合わせることによって給付の内容や給付の水準を維持することを前提としたものであつて、今回の法改正は内容や水準を引き下げる意図したものではないということによろしいでしょうか。確認です。

て、失業期間中の生活保障と再就職支援という制度

本來の趣旨、目的も踏まえて、労働政策審議会

における議論も経た上で検討する必要があると考えております。単純に財政状況の悪化のみを理由として給付水準の削減を行うことは望ましくないと考えております。

○井坂委員 ありがとうございます。

大臣の法律改正の意図としては、財政上の理由で給付水準を下げるとは望ましくない、そういう意図の法改正ではないということ、深くうなづいていただきましたが、ありがとうございます。

統きまして、国庫負担の本則について、先ほど阿部委員も随分議論をされておられました。

私は、前回の委員会で飲み会の会費に例えました

が、みんなで集まって一万元のお会計だったとき

に、これまで二千五百円、割り勘で払っていた

んです。これは普通です。ところが、今回から四十分の一しか払わない、二百五十円。一万元

のお会計で二百五十円は、それはないだろう。

でも、本当にお金が足りないときは、これは二千五百円払いますよ、こういう話であります。

お伺いをしたいんですけども、委員会の答弁では、そもそも四分の一を国が負担したって、それでは、追いつかぬほどの財政悪化が生じている

んだ、こういう答弁がありました。それはそうだと思います。四分の一割り勘どおり払つてもらつたって、それに追いつかぬほどの財政が悪化するときがある。

しかし、そのこと、じゃ、四分の一じゃ迫りませんから四十分の一といつて、四十分の一のままでよいか。特に過去に国会の附帯決議でも四分の一に戻すようにということで、これは強くはつきり書かれているわけであつて、四分の一じや追いつかなか

いから四十分の一でいいんだということには全くならないわけあります。

これは、四分の一の引上げに着手しない理由には前回の答弁はならないんじゃないですか。参考人、お伺いします。

○田中政府参考人 今般の新たな失業等給付の国庫負担の仕組みは、雇用情勢等に応じて機動的な財政運営ができる枠組みを新たに設ける、このことによって雇用政策に係る国の責任を果たしていく、こういう趣旨でございます。

その上で、今後の国庫負担の在り方についてで

ある意見が出された点も踏まえ、今回の諮問案にお

ける意見を踏まえ、今回の諮問案において

要綱を踏まえ、今回の諮問案において

審議会においてこれまで本則四分の一復帰を求め

る意見が出された点も踏まえ、今回の諮問案にお

ける意見を踏まえ、今回の諮問案において

要綱を踏まえ、今回の諮問案において

審議会においてこれまで本則四分の一復帰を求め

る意見が出された点も踏まえ、今回の諮問案にお

ける意見を踏まえ、今回の諮問案において

要綱を踏まえ、今回の諮問案において

ありません。したがって、ほとんど四十分の一にならぬわけですが、さすがに、さつきの飲み会の例でお話ししたように、一万円のお会計で二百五十五円、これで責任を果たしたとは誰も認めてくれません。

ということは、残る一つの機動的国庫繰入れ、新しい国庫繰入制度で国の責任を果たしていくことになるなんだと思いますけれども、そういうお考えのかどうか、大臣にお伺いいたしました。

そのため、おおむね妥当と認めるところでござります。

厚生労働省としては、その趣旨をしつかりと受け止め、適切に対応してまいりたいと考えております。

画面において継続的に検証、検討し、必要な対応を行なうよう強く求める、上記の意見を厚生労働省

が最大限尊重することを前提に、厚生労働省案は、おおむね妥当と認めるところでござります。

厚生労働省としては、その趣旨をしつかりと受け止め、適切に対応してまいりたいと考えております。

○井坂委員 ありがとうございます。

局長から趣旨をしつかりと受け止めということ

で言つていただきましたが、これは本当に、そこまではつきり書かれることはなかなかないことだ

と思いますから、今後も四分の一への引上げも含めた検証、検討、これはもう前回の委員会でも御

答弁いたしておりますが、やつていただきたい

ます。

○井坂委員 ありがとうございます。

局長から趣旨をしつかりと受け止めということ

で言つていただきましたが、これは本当に、そこまではつきり書かれることはなかなかないことだ

と思いますから、今後も四分の一への引上げも含めた検証、検討、これはもう前回の委員会でも御

答弁いたしておりますが、やつていただきたい

ます。

○井坂委員 ありがとうございます。

局長から趣旨をしつかりと受け止めということ

で言つていただきましたが、これは本当に、そこまではつきり書かれることはなかなかないことだ

と思いますから、今後も四分の一への引上げも含めた検証、検討、これはもう前回の委員会でも御

答弁いたしておりますが、やつていただきたい

ます。

そこで、資料の三を開いていただきたいと思いまが、また、参考人に御紹介をいただきたいと思いますが、まず、参考人に御紹介をいただきたいと思います。参考人に御紹介をいただきたいと思います。

雇用保険部会の報告には、まさに今後最重要となつてくる機動的国庫繰入れの要件や、そうなりた場合の労働政策審議会への報告等々について、

どのように記載をされているのか、参考人に御紹介をいただきたいと思います。

○田中政府参考人 労働政策審議会の雇用保険部会報告におきましては、今般の新たな国庫の機動的繰入制度について、これから読み上げさせていただきますとおり運用されるべきとされております。

○後藤國務大臣 今般の国庫負担の仕組みというのは、四分の一、四十分の一、これに加えて、こうした負担割合にかかわらず機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組みを常設化することです。

この新たな国庫繰入制度を含めて、雇用情勢等に応じて機動的な財政運営ができる国庫負担の枠組みによつて雇用政策に係る国の責任を果たしていくいくものである、こういうことで考えております。

○井坂委員 ちょっと再度いただきたいんですけれども、要は、三つあるけれども、もちろん三つセットで国の責任を果たしていくんだということだと思いますが、実質的には、四分の一や四十分の一だけが国が責任は、これはもう全く果たせないわけですから、おのずと国が責任の比重のかかり方は、これは新しい機動的な国庫繰入制度、こちらでしつかりと国が責任を果たしていく、そういう考え方の法改正なんだということが、ちょっともう一度お聞きしたいと思います。

○後藤國務大臣 今回の新しい国庫繰入制度によつて、国庫負担の枠組み、機動的な財政運営をすることによって、国の責任を果たしていくことを

いうふうに考えております。

i 受給者実人員の平均が七十万人を下回るが、弾力倍率が一未満であつて、かつ、積立金の残高が不足しているなどにより、失業等給付の支払いに支障が生ずるおそれがある場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入が行われるべきである。

ii 受給者実人員の平均が七十万人以上、かつ弾力倍率が一未満に該当する場合は、特に安定的な財政運営の確保が求められるため、弾力倍率が一を超えるように国庫繰入が行われるべきである。

iii コロナ禍において雇用調整助成金等の支出額を増加し、積立金から二事業への貸出額を増加しなければ雇用調整助成金等の支払いに支障が生ずるおそれがあり、かつ積立金の残高が不足している場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入が行われるべきである。

激な悪化など、早期に財政の安定化を図る必要があると認められる場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入が行われるべきである。

したがって、厚生労働省においては、I～IVに該当し、又は該当するおそれがある場合に決算確定後などの時点を問わず、まずは当部会に余裕をもつた適切な時期に雇用・保険・財政等の状況を報告し、その上で、当部会において財政安定化のために必要な財源の内容やその確保も含めて議論を行い、その意見を踏まえ、必要な対応をとるべきである。

以上でございます。

○井坂委員 局長、どうもありがとうございました。

大臣、こういうことなんです。部会の報告には、こうして具体的に四項目、こういう場合には機動的な国庫繰入れを行うべきであるという四項目がまず明記をされて、しかも最後に、そうなったとき、あるいはそうなりそうなときも含めて、早めに労働政策審議会に報告をし、そして労働政策審議会の意見を聞いて政府は対応すべき、こういうふうに報告書には書いてあるわけあります。

大臣にお伺いをいたしますが、この機動的国庫繰入れについては部会報告を尊重して制度の運営や労働政策審議会への報告等を行うと明確に答弁をさせていただけますでしょうか。

○後藤国務大臣 今、機動的繰入れを行うべき状況として労政審の報告書に記載された四つの類型、確認がされておりますけれども、雇用・保険部会に早急に財政の状況を報告し、財政安定化のために必要な財源の内容やその確保も含めて議論を行い、必要な対応を取るべきとされた労働政策審議会の議論を尊重し、その意見を踏まえて対応していきたいと思います。

○井坂委員 ありがとうございます。明確に御答弁をいただきました。

先ほど局長に長い文章を読み上げていただきて

大変お手数をおかけしたんですが、なぜそういうことをお願いをしたかといいますと、実は今いわゆる四条件のようなもの、要は、どういう場合にこの機動的国庫繰入れが行われるのか、行われる必要があるのかということについては、今回の法改正には書いていないんですね。しかも、法律の下にある政令にも、そういった、どういう場合にやるべきだということが書かれないと予定になつて、この職にいらっしゃる間は、私は、しっかりとそうやつていただける、これはもうこの間の議論を通して、私、確信をしておりますよ、御信頼申し上げております。

ただ、やはり、これが次の大臣、次の局長になつて、もうこの厚生労働省の議論が忘れられた頃には、法律と政令しか見ないですから。法律、政令を見たときには、別にどういうときに国庫繰入れしなきゃいけないなどどこにも書いていないんですよ。

ということは、財政状況が悪くなるうが、あるいは給付の水準が引下げを余儀なくされるような状況にならうが、いや、繰入れはできるとは書いてありますけれども、しなければならないとか、時代になつたら、いやいや、一切繰入れしません、しろなんてどこにも書いていないでしょう、どこかにあるんですか、こうなつてくるわけですよ。

大臣にお伺いをいたしましたが、この機動的国庫繰入れについては部会報告を尊重して制度の運営や労働政策審議会への報告等を行うと明確に答弁をさせていただけますでしょうか。

○後藤国務大臣 今、機動的繰入れを行つべき状況について労政審の報告書に記載された四つの類型、確認がされておりますけれども、雇用・保険部会に早急に財政の状況を報告し、財政安定化のために必要な財源の内容やその確保も含めて議論を行つべき状況を踏まえて、その意見を踏まえて労働政策審議会への報告等を行うと明確に答弁をさせていただけますでしょうか。

○井坂委員 ありがとうございます。明確に御答弁をいただきました。

先ほど局長に長い文章を読み上げていただきて

くということは必要なことだと思います。

大臣にお伺いいたしますが、どのよう状況のときに国庫繰入れを検討すべきなのか、そうしたときの方針とか要件を、これは労働政策審議会の意見も聞きながら、政令に記載すべきではないでしょうか。大臣、お伺いします。

○後藤国務大臣 今般の法律において新設する機動的な国庫繰入れ規定は、失業給付に係る保険料率が法律上の本則である千分の八である場合に加えて、翌年度にこの保険料率が千分の八となる場合や、雇用情勢や雇用・保険財政が急激に悪化した場合も実施できる仕組みとなるよう、そういう仕組みとなる、政令で定める予定でございます。

機動的な国庫繰入れの実施を検討すべき今御指摘の具体的な状況を政令に規定するということは、かえつて検討すべき状況を限定することにもつながるということで柔軟な制度運用を妨げるおそれもあり、適切ではないというふうには考えておりますけれども、ただ、労働政策審議会の報告書において示されている考え方を尊重し、適切に対応してまいることについてはしっかりとやらせていただきたいと思います。

○井坂委員 大臣の今の御答弁の、前半部分だけだと、ちょっとともう一度お聞きしなければと思つたんですが、後半の部分で、とはいへ労働政策審議会の報告も踏まえて、その部分、まあ、政令に書き込むことが必ずしも適当かどうかという御答弁ではありました。

しかし、それは、変な、縛るような細かい書き込み方をしたら、それはデメリットもありますが、そうならない、少なくともこういう場合は検討すべきであるというぐらいの方針、指針は、私は政令に書けると思いますので。それで、書いたからといって何かが限定されるわけではないですから。こういう場合しか繰入れしちゃ駄目みたいなかつたら、それは縛りますけれどもね。

今、幅広く、繰入れしていいケースは幅広く今

大限の範囲は広く取りつつも、こういう本当に悪いときは繰入れを少なくとも検討すべきであるぐらいのことは、やはり政令に方向性、方針を私は書いていただきたい。是非大臣、御答弁の後半の

部分のよう、労働政策審議会ともその辺議論して、議論をちゃんとやつていただきたいというふうに思います。

続きまして、その今後大事になつてくる労働政策審議会の議論についてお伺いをいたします。

資料の四番目の左側、四角く囲つております。これは今回の法改正、雇用・保険法の第七十二条。右側にはいろいろ、こういうときこういうときと細かく書いてあるんですが、左側に最後、「その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。」これが七十二条に書いてあるわけあります。

大臣にお伺いをいたしますが、この最後の重要な事項ということには、これは雇用・保険財政の悪化ということも含まれるのかどうか、お伺いいたします。

○後藤国務大臣 委員御指摘のとおりで、雇用保険法第七十二条では、厚生労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞かなければならぬと規定しております。

この施行に関する重要事項について具体的な基準が定められているものではありませんが、新たな国庫繰入れ制度の実施については、財政当局との調整も前提とした上で、制度の運用に関する調整であり、まさに法律の施行に関する事項と言えること、かつ、雇用・保険財政の安定的な運営に影響を及ぼすことであります。重要な事項と言えることから、施行に関する重要事項に含まれるものと考えます。

○井坂委員 ありがとうございます。

大臣から、この七十二条の最後の法律の施行に関する重要な事項の解釈について、今重要な御答弁

をいただいたと思います。

是非、今重要な御答弁だと思いますので、施行に關する重要事項、七十二条のこの重要事項の解釈に關する通知を、これは労働政策審議会ともその書きぶりなど相談しながら、今おつしやつたような解釈なんですよということを、これは通知を出していただけないでしょうか。

○後藤国務大臣 法律の施行に關する重要事項の解釈についてこれまで具体的な基準や解釈を定めたことはありませんが、少なくとも機動的な国庫繰入れの実施に關することは施行に關する重要事項に含まれると考えておりまして、そうした旨を何らかの形でお示しできるかどうか、検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、厚生労働省として、今回の改正後の仕組みについて労働政策審議会の報告書において示された考え方を踏まえつつ適切に運用いたしまして、雇用保険財政の安定的な運営を確保してまいりたいと思います。

○井坂委員 大臣、ありがとうございます。

ちよつと今御答弁でやや気になったところがあまりまして、私は、財政状況の悪化そのものが重要事項だと、そういうことかなというふうに思つているんですが。

というのは、機動的国庫繰入れの実施、これはもちろん重要事項だと思います。ただ、私が心配しているのは、実施されないことが一番心配なんですよ。財政が悪化しているのに実施されないことが一番大変なことですので、実施だけが重要事項と言われると、ややちよつとひつかかるんですね。

だから、実施するしないの判断そのものが重要な事項だと思いますので、ちよつとそこだけ明確に御答弁いただきたいと思います。

○後藤国務大臣

機動的な国庫繰入れの実施といふのは、入れることだけを入れて考へているのではなくて、その実施という事柄について施行に関する重要事項に含まれているということで、委員の御指摘で結構でございます。

○井坂委員 大臣、ありがとうございます。

資料五を御覧いただきたいですが、これは分科会の運営規程を取り寄せました。第三条に、委員の三分の一から請求があれば分科会及び部会を開くということが書いてあるわけであります。

しかし、参考人にお伺いしますが、三分の一で開いていただく、これはありがたいんですが、たとえ三分の一に満たなくとも、一部の委員の意見であつても、三分の一じゃないから駄目だと切り捨てるのではなくて、やはり真摯に受け止めて、労働政策審議会の開催を検討はすべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 今御指摘の、一部の委員から労政審の開催について意見が出た場合には、通常は、ほかの委員の方々の意見も聴取した上で、雇用保険部会長の判断で会議の開催を検討するといふことになるかと思います。

○井坂委員 一部の意見が聞くべきだといったときであつても、ほかの委員などとも、特に、多分、委員長や部会長などとも相談をして、必要があれば開催をする、その検討ぐらいはしていただきたいと思います。

本日は東日本大震災が発災した日ということでおございまして、命を失われた方、また、今なお不自由な生活を余儀なくされている方、全ての被災された皆様にまずお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本日は、東日本大震災が発災した日ということでございまして、命を失われた方、また、今なお不自由な生活を余儀なくされている方、全ての被災された皆様にまずお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、本日は、職業安定法に関して質疑をさせていただきたいと思います。

まず、労働条件の明示は、求職者がどの求人に応募するか決定する際に絶対に必要なものであります。そのため、原則として、求人者や職業紹介事業者が求職者と最初に接触する時点にする必要があります。そして逆に、求人広告を扱う募集情報等提供事業者に対する労働条件明示は義務づけられません。しかし、応募をしたところ、求人情報と実際の労働条件が異なるという話はよく聞きますし、また、そのような相談も寄せられておりません。しかし、応募をしたところ、求人情報の時点で労働条件明示は難しいということでした。

先日の委員会で柿木議員が、募集情報等提供事業者に対して、そもそも労働条件の明示が必要ありますので、労働局に虚偽の募集情報であるとの御相談があれば、実態を把握して、必要に応じ、指導等を行います。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

入先の産業、企業の開拓とか、雇用機会の創出が必要になりますが、政府の取組と予算確保の状況だけお伺いいたします。

○田中政府参考人 労働者と企業のマッチングのためには、ハローワークに求人者支援員を配置してお

りまして、各地域において求職者ニーズに合った積極的な求人開拓等の取組を行っております。

もう一つ、今は厚生労働省の側から労働政策審議会に意見を聞かなければいけない条件についても、一方で、労働政策審議会の側から会議を開いてくれと開催を発議できる必要もあります。

科会の運営規程を取り寄せました。第三条に、委員の三分の一から請求があれば分科会及び部会を開いていただく、これはありがたいんですが、たとえ三分の一に満たなくとも、一部の委員の意見であつても、三分の一じゃないから駄目だと切り捨てるのではなくて、やはり真摯に受け止めて、労働政策審議会の開催を検討はすべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田(統)委員 立憲民主党の吉田統彦でございます。

本日は東日本大震災が発災した日ということでございまして、命を失われた方、また、今なお不自由な生活を余儀なくされている方、全ての被災された皆様にまずお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、本日は、職業安定法に関して質疑をさせていただきたいと思います。

まず、労働条件の明示は、求職者がどの求人に応募するか決定する際に絶対に必要なものであります。そのため、原則として、求人者や職業紹介事業者が求職者と最初に接触する時点にする必要があります。そして逆に、求人広告を扱う募集情報等提供事業者に対する労働条件明示は義務づけられません。しかし、応募をしたところ、求人情報と実際の労働条件が異なるという話はよく聞きますし、また、そのような相談も寄せられておりません。しかし、応募をしたところ、求人情報の時点で労働条件明示は難しいということでした。

先日の委員会で柿木議員が、募集情報等提供事

業者に対して、そもそも労働条件の明示が必要ではないのかと問いました。局長答弁では、募集情報の時点で労働条件明示は難しいということでした。

そこで、虚偽と、一般的に誤解を生じさせるものとの区別についてお聞きします。例えば、正社員と募集情報にあったが、実際の労働条件はパートだつたというような場合は虚偽に当たるという認識でよろしいですか。

○田中政府参考人 募集の際に、正規雇用だと求人広告ではうたい、本当はパートの募集をしているなど、意図して求人広告に掲載された募集情報と応募した実際の労働条件とを異ならせた場合は、労働は、虚偽の表示に該当するものと考えております。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

では、局長、もし虚偽の情報が掲載されていることに気づいた場合、一義的には、募集情報等提供事業者に苦情を申し立てことになるかと思います。しかし、それでも改善されない場合は、労働局に相談すれば指導なさるということです。

○田中政府参考人 まさにそれが労働局の役割でありますので、労働局に虚偽の募集情報であるとの御相談があれば、実態を把握して、必要に応じ、指導等を行います。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

先日の委員会で柿木議員が、募集情報等提供事業者に対して、そもそも労働条件の明示が必要ではないのかと問いました。局長答弁では、募集情報の時点で労働条件明示は難しいということでした。

しかし、求人者については、求人情報と労働条件が異なることへの苦情が多いことから、平成二十九年の職安法改正で、労働条件を変更した場合

には、求人者は労働条件変更を明示しなければい

ます。そこで、虚偽と、一般的に誤解を生じさせるものとの区別についてお聞きします。例えば、正社員と募集情報にあったが、実際の労働条件はパートだつたというような場合は虚偽に当たるという認識でよろしいですか。

○田中政府参考人 募集の際に、正規雇用だと求人広告ではうたい、本当はパートの募集をしているなど、意図して求人広告に掲載された募集情報と応募した実際の労働条件とを異ならせた場合は、労働は、虚偽の表示に該当するものと考えておりました。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

では、局長、もし虚偽の情報が掲載されていることに気づいた場合、一義的には、募集情報等提供事業者に苦情を申し立てことになるかと思います。しかし、それでも改善されない場合は、労働局に相談すれば指導なさるということです。

○田中政府参考人 まさにそれが労働局の役割でありますので、労働局に虚偽の募集情報であるとの御相談があれば、実態を把握して、必要に応じ、指導等を行います。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

先日の委員会で柿木議員が、募集情報等提供事業者に対して、そもそも労働条件の明示が必要ではないのかと問いました。局長答弁では、募集情報の時点で労働条件明示は難しいということでした。

しかし、求人者については、求人情報と労働条件が異なることへの苦情が多いことから、平成二十九年の職安法改正で、労働条件を変更した場合

けなくなつた。これは職安法第五条の三第三項と承知しておりますが、求職者の保護を図るために、求職者が正しい募集情報に基づいて応募できることは、当然必要ですよね、局長。

それでは、例えば、募集期間中に労働条件を変更した場合、変更前の情報に基づいて求職者の応募があつたとき、求人ははどのタイミングで労働条件変更を明示する必要があるのか、お答えください。

○田中政府参考人 現行の職業安定法においても、求人企業は求職者と最初に接触するまでの間に労働条件の明示を行う義務があります。したがつて、求職者がどのような募集情報を見て応募したにせよ、求職者が応募に關して連絡する場合には、募集情報とは別に改めて労働条件の全体を明示する必要があります。労働条件の明示が行われないまま雇用契約が締結された場合は、求人企業は職業安定法に違反することになります。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

それでは、局長、ちょっと細かいことなんですが、求職者から求人者に対して最初にコンタクトがあった時点といふのはどの時点のことをいうのか確認させてください。例えば、電話やメール等で応募の意思表示があつたときに、求人者としては労働条件の変更について明示する必要があるという理解でよろしいでしょか。

○田中政府参考人 これは平成二十九年にQアン

ドAを出しておりまして、求職者から求人者に対して最初に接觸のあった時点とは、求人者と求職者との間で面談により職業相談、職業紹介を行う時点や、求職者等から電話やメールにより労働条件等に係る質問を受けた時点をいうものとしております。

○吉田(統)委員 ちょっとと確認ですが、質問を受けていなければコントラクトとみなさないんですか。

○田中政府参考人 これは、実際、個別の事案によりますけれども、問合せが單に応募希望や面接日の日程調整にとどまる場合は、まだ最初に接觸す

いただければいいと思います。

○吉田(統)委員 そこは大事なところなんですけれども、本来は、連絡、応募の意思があつた時点が最初のコントラクトだと普通は思うと思うんですけど。

けれども、それはおかしいんじゃないでしょうか。だって、条件を聞かなかつたら、まあ、書かれているものを信じて接觸した場合に、あえて聞かないことだつて、我々だつてありますよね。そ

うすると、そのままざるずるいつちやうわけじゃなくて、やはりちゃんと、応募の意思があるときに改めてそれを説明するのが正しい姿じゃないですか。

局長、ここ、ちょっとはつきり、しっかりと

言つてください。

○田中政府参考人 それもあくまで、ちょっとぎりぎり、まあ非常にどちらか微妙なところだと思いますけれども、そのコンタクトの状況、非常に時間が短い間で日程を調整したりといふことがお互いに分かつているような場合にそこまで言うかという話がありますので、これは個別にやはり判断する必要があると思います。

○吉田(統)委員 そういう言い方なら分かりま

す。最低限のそういうやり取りの中で説明できないう状況ということですね。分かります。それはいいですが、原則としては、やはり求職者の方をしつかり保護する形で運用していくいただきたいと思います。

では、最初のコンタクトで労働条件変更を明示せず、実際に採用が決まった労働契約締結に至つて、募集情報と労働条件が異なることが明らかになつた場合、求人者に対する何らかの行政処分はあるのでしょうか。

○田中政府参考人 労働条件の明示が行われないままに雇用契約が締結された場合、求人企業は職業安定法に違反することになります。

この場合、個別の事案によつて対応は異なりますが、必要に応じて改善命令などの行政処分を行

うことになります。

○吉田(統)委員 改善命令以外で、局長、職業安

定法第六十五条第九項に基づいて、もっと重い処

分という形で、六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下

の罰金ということにもなりますよね。著しい違

反があれば。局長、そこはそれでいいですか。

法治性があれば、犯罪は成立するということになり

ます。

○吉田(統)委員 それで結構です。

局長、今の御答弁、よく分かります。ただ、安

定法の罰則規定によつて求人者に対して厳しい罰

金刑、徴収刑が科されたとしても、求職者は当然

それまでに、過去に時間や費用をたくさん費やし

ているわけであります。戻つてこないわけで、そ

ういった求人者に対する罰則があつても、求職者

保護には当然欠けています。求職者

の保護という観点でいえば、やはり、募集の時点

で労働条件を明示するとともに、変更があつた場

合においても変更明示を原則義務づけるべきでは

ないかと思いますが、どうでしょうか。

○田中政府参考人 募集情報等提供は、多段の者

に対し広く募集情報を提供することとなる一方

で、労働条件の明示となりますと、特定の労働者

に対し、その労働者の希望等も踏まえながら具

的的な賃金や労働時間等を示すものであります

で、募集の時点で労働条件の明示を行うことや、

募集情報から労働条件の明示に至るまでに変更が

あつた全ての点を求職者に明示することは困難で

あると考えております。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

それでは、今後の議論の推移を、局長、見て

いくわけであります。この措置が設けられること

によって、求職者が実際に応募してみたら求人情

報と労働条件が異なつていているという状況を実際に

防ぐことが果たしてできるかどうか。そこはどう

お考えになられていますか。

○田中政府参考人 募集情報の流れの中で、そこ

に関わる関係者がそれぞれ努力するということ

が必要だというふうには総論的には思いますが、

も、今の御質問にお答えしますと、募集情報等提

供事業者に対し、募集情報が正確又は最新でない

ことを確認した場合に、先ほど申し上げましたように、遅滞なく情報の提供を中止するといった対応のほか、求人企業に内容の訂正の有無を確認することなども考えられます。募集情報の的確性に關し、求人企業だけでなく求人メディアの側から

積極的にアクションして是正することも考えられます。

今回の改正法で求人企業に課される正確かつ最新の内容に保つ義務や、義務違反に対する指導等による履行確保と併せて、実効性を担保していくたいと考えております。

○吉田(統)委員 局長、そんな、余り早口でしゃべらなくとも大丈夫ですよ。ちょっと、委員の先生がちょっと聞き取りにくいかなと思って今聞いていたので。多分、ちょっと局長、大変いっぱい、たくさん話していただきたいという思いがあり、がたいんすすけれども、分かりやすく、もう少し落ち着いてでも結構です。

それでは、続き、本当に局長はしっかりと答弁いただいているが、正確かつ最新の内容というのは、局長、本当に大事なところです。よほ、当然。これが本当に大事なんですが、これは確認ですかね。局長、簡潔でいいんですが、求人情報を掲載中に労働条件が変わつたら、募集情報等提供事業者における求人情報も変更されるといふ認識でよろしいですね。一応確認です。

○田中政府参考人 今回の法案で、求人企業には募集情報について正確かつ最新の内容に保たなければならぬ義務を課しております。御指摘の場合、求人企業が当該募集情報を変更することが必要になります。

一方で、今回の法案において、募集情報等提供事業者は募集情報を正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があるところ、具体的な措置の内容については省令で定めることになりますが、変更後の労働条件に対応して募集情報が正確かつ最新の内容となるように検討をしていきたいと思います。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっとたくさん聞きたいことがありますので、届出制について教えてください、局長。

求職者情報を収集する募集情報等提供事業者については、特定募集提供事業を行つ者として届出が必要となりました。今まで法規制の対象ではな

かった。どのような事業者がいるか、実態が不明であるということが問題でありましたので、一步前進したと大変評価できる部分だと思います。しかし、規制の在り方については、やはり若干の疑問が残ります。

そこでお聞きしますが、募集情報等提供事業者のうち、求職者の情報を収集する事業者については、今回の改正によって届出制ということになる理由を教えていただけますか。

○田中政府参考人 特に求職者情報を収集して募集情報等提供事業の用に供しているという事業者については、収集した情報に基く募集情報をメールで配信するなど、求職者に対して積極的な情報発信を行つてある実態も見られます。こうした事業者において募集情報の的確表示などの問題が起きた場合に、より迅速、的確な対応が必要となることから、あらかじめ事業実態を把握するために届出制を設けるものです。

既に広く行われている事業に対しての新たな法的規制の程度としては届出制が適当なものであると考えたところです。

○吉田(統)委員 届出制にしたというにしては、ちょっと弱いとは思ふんですけれどもね、今の御説明ですと、分かりました。

じゃ、特定募集提供事業を行う事業者は届出の必要があるわけですね。厚労省として事業者の実態、全体像をどの程度把握しているのか、先ほどもちょっと分からぬ部分があるというのはございましたが、疑念が当然あるわけあります。

実態を把握していないのであれば、実態を把握していない場合は、届出が必要ということを知らない事業者がいっぱいいるわけですね。結果として届出がなければ、結果としては求職者の保護に欠けて、求人者にも不利益となる場合があると思うのです。実態把握が、だつて、できていないうまです。

そうすると、じゃ、どうやって、そういうたぐいの事業者がいるわけですね。結果として届出が必要になります。

とを周知するのか、ちょっと私には分かりにくいんですが、どうされるおつもりですか。

○田中政府参考人 御指摘の届出義務周知につきましては、ホームページ等を活用する、あるいは業界団体を通じて周知するという通常の方法のほか、その届出状況も踏まえながら、私どもが積極的にネット検索をしまして未届け事業者を確認して、届出を促していくこともやつてきました

と思います。

今回の業態の特徴ですけれども、事業をやつているということは、ほぼネットの上でそういう形跡が認められる部分がありますので、そこを捉えてしつかりやつていただきたいと思つております。

○吉田(統)委員 ただでさえお忙しい皆さんがそこまでやられることは本当に可能かなと、ちょっとと思いますよね。本当に、皆さん、そう思つていてると思いますよ、ふだんの皆さんのお仕事を評価した上でなんですが。なかなか、ローラーで見ていくのというのは難しいと思つますけれども、ネットで。ですから、これは本当に実態としたものになるのかちょっと不安ですので、しつかりそこは、またやりますので、やつてください。

では、もう少しだけ伺いたいと思います。

実態が分からぬから、今回の届出制により実態を把握することが可能になる部分もありますよね、局長。そうすると、その把握した内容については、適宜、審議会等に報告をされて、議論に付されると理解でよろしいですか。

○田中政府参考人 当然のことですけれども、今般の改正法案の施行状況については労政審へも報告し、必要があれば議論も行つていただぐというふうに考えております。

まして、施行後五年を目途に、施行の状況を勘案して、検討を行なうこととしております。

今回の改正において設けた規制の在り方については、事業概況報告や指導監督等を通じて把握し実態に基づく検証を行つてまいりたいと考えております。

○吉田(統)委員 この議題は終わらせていただきて、大臣に、時間がなくなつてしまひましたので少し通告の順番を変えさせていただきますが、リコマンド機能について聞かせていただきたいと思いま

成立を容易ならしめる行為一般とリコメンドの境界をどう考えるのか、実態を把握する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 昭和二十八年の最高裁判決におきまして、職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受けて求人者と求職者の間に介在し、両者における雇用関係成立のための便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為一般と指称するものとの判示されておりまして、平成三年の最高裁判例においても支持されているところです。

これらの判例を踏まえまして、職業紹介に該当するかどうかの基準を平成十二年の局長通知で出しておりまして、平成二十九年には、通知と同じ内容を職業安定法に基づく指針に規定し、例えば、あらかじめ明示的に設定した客観的基準に基づかず選別又は加工を行った場合等には職業紹介に該当するものとしております。

御指摘のいわゆるリコマンドにつきましては、実態として様々であります。職業紹介に該当するかは個別の事業に応じて判断すべきものでありますけれども、今後、現在のネット化の進展とサービス化の多様な実態をよく踏まえまして、労働政策審議会においても御議論いただきまして、現状を踏まえた判断基準の明確化を図るとともに、分かりやすく周知するよう努めてまいりたいと思います。

○吉田(統)委員 ありがとうございました。私が読んだところは、大臣、ありがとうございます、おっしゃっていた大丈夫ですので。いや、大臣、もう少しだけちょっと確認させてください。

リコマンド機能、大臣がおっしゃったように、今後高度化していく可能性が高いわけあります。そうすると、求職者の属性等から細かくリコマンドすることが可能になってしまいます。それはいいことでもある中で、しかし、そうなると、職業紹介との境界が非常に曖昧になってくるわけであります。繰り返しますけれども、職業紹介は許可制、一

方の募集情報等提供事業者については届出制です。同じような役割、機能を有するにもかかわらず、規制が違うわけあります。許されるリコメンド行為と職業紹介の境界線を一定程度はつきりさせないと、予測可能性を損ない萎縮も生まれると同時に、求職者保護にも欠ける事態になりかねませんが、そこはどのようにお考えになられですか。

○後藤国務大臣 求職者保護の観点からも、事業者が事業展開をするに当たっての予見可能性の観察からも、多様なサービスが生まれている実態を踏まえた職業紹介と募集情報等提供の区分の明確化は重要なと考えております。労働政策審議会にも御議論をいただきまして、しっかりとその点に取り組んでいきたいと思います。

○吉田(統)委員 なかなか現時点では、大臣、しっかりと、難しいですかね、お答えいただくことが。じゃ、問題提起だけになつて、また同じお答えになつちゃうかもしませんが、もうちょっと、一歩踏み込んで考えていただきたいんです。

例えば、A-Iが本当に進んでくる中で、リコメンド機能は、A-Iがアンコンシャスバイアスを助長する側面が当然出ますよね。A-Iに学習させるのは、今は人間ですね。バイアスのある情報を基に学習させてしまうと、一層差別が助長される可能性だってあるわけであります。

例えば、例ですよ、女性と入力すると、例えば理系的な仕事やリーダー的な役割が期待される職務が表示されなかつたりするなど、求職者がバイアスによつて有用な求人情報をたどり着けないことがあります。厚生労働省として、こういったA-Iによるリコマンド機能について、何か先んじて検討して、民間に知見やガイドラインなど、そういうものを提供する部分も、これだけ時代が速く動く中では必要なんじゃないかと思うんですね。それがあつたら、これは問題ですよね。そうならないようにならなければいけない。

こういったサービスは、当然、民間のサービスであります。厚生労働省として、こういったA-I本日は、東日本大震災から十一年を数える日ということもあります。まだ行方不明者が二千五百名を超える方々、また多くの方々が亡くなられたということで、まだ復興も道半ばということでありますけれども、私も皆様と同様、国会議員の人として、これからも復興に尽力をしていきたいという具合に考えております。

それでは、順次質問の方をさせていただきたいと思いますけれども、まず、職業安定法に、特に募集情報等提供に関する規定についてお伺いをし

てもその実態は様々であります。例えば、A-I等の高度な技術を活用した場合については、今委員御指摘のあつたアンコンシャスバイアスの再生産が生じるおそれなどが一般的に指摘されております。

労政審等において、現時点で我が国において直ちにそのような問題が今生じているとの指摘はありませんでしたが、A-Iには、人の経験や思い込み等にとらわれない客観的で新しいマッチングが期待できる一方で、今後新しい技術の活用が進展する中で、アンコンシャスバイアスの再生産などが生じ、特定の求職者が不利に取り扱われるのではないかよう留意することが必要であると考えています。

労働政策審議会においても、A-Iやマッチングアルゴリズムの使用に係る留意点について、今回講じる具体的措置の状況を踏まえ必要に応じて検討を進めていくことが適当と建議をいただいているところであります。また、業界団体とも協力しまして、状況把握や検討に努めてまいりたいと思います。

○吉田(統)委員 時間になつたので終わります。ありがとうございました。

そこで、この求人募集を収集している募集情報等提供事業者の中、労働者になろうとする者に関する情報の収集して行う者、いわゆる特定募集情報提供者に対しては、届出を義務づけ、求人、記載した事業報告書等の提出を求めていたところです。また、先ほど委員からもありましたけれども、なぜ届出制なのかというところにつきましても、本来でしたら言いたかったところなんですが、まだ時間を見て設けていろいろ、フリーランス保護、そういうことも議論したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○橋本委員長 次に、池下卓君。

○池下委員 日本維新の会の池下卓です。

本日は、東日本大震災から十一年を数える日ということもあります。まだ行方不明者が二千五百名を超える方々、また多くの方々が亡くなられたということです。まだ復興も道半ばということでありますけれども、私も皆様と同様、国会議員の人として、これからも復興に尽力をしていきたいと思います。

そこで、提案なんですけれども、募集情報の正性を確保している事業者に対して、例えば認証マークなどをを作るなどして、求職者が安心して求人に応募できるような仕組みをつくるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 今回の法案においては、求職者情報を収集して募集情報等提供を行う事業者について、届出制を導入していくところをございま

<p>これにより、把握した事業者名簿の情報等については、厚生労働省で開設している人材サービス総合サイトにおいて一覧で閲覧できるようにしまして、利用者のサービス選択に資するようになります。</p> <p>いざれにしても、委員御指摘のような、求職者に分かるようにしていく工夫が必要だと思いま</p> <p>す。</p> <p>○橋本委員長 質疑中ではありますけれども、ここで、黙禱を行うために、一旦中断をいたしま</p> <p>す。</p> <p>質疑の途中ではありますが、この際、委員会を代表して一言申し上げます。</p> <p>間もなく東日本大震災から十一年目の発災の時刻を迎えます。多くの方々を悼み、深く哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を祈念いたします。</p> <p>〔総員起立、黙禱〕</p> <p>○橋本委員長 黙禱を終わります。御着席願います。</p> <p>○池下委員 大臣、御答弁ありました。</p> <p>今、大臣の方から、一覧で表示をするといふとあつたかなと思うんですけれども、私も地方議員をやっていたからよく分かるんですけど、何かあって、周知啓発してくださいねというときに、ホームページで一覧で表示しますよと言われたときに、じゃ、求人者の皆さんのが、わざわ</p>
<p>ざそこにアクセスして細かい字を見るかというと、なかなかそういう具合にはいかないと想いますので、是非その認証マークなんかというのも御検討いただければなと思います。</p> <p>また、加えて、この提供事業者というのも本当に数多くあるかと思いますので、求職情報に関して、その質の担保をしっかりとしていくということも重要であると考えております。</p> <p>そこで、例えば、業界のガイドラインなんかと</p> <p>いうものを活用しまして、ミシュランガイドではないんですけども、一つ星とか二つ星とか三つ星とかという具合に、見える化というものをしていつたらどうかなという具合に思っております。</p> <p>こういうことをしていくことによって、求職者に対する安心感というのも上がりりますし、そして、業者間の中の切磋琢磨、これをすることによって質の向上を図るきっかけにもなるかなと思</p> <p>うんですけれども、大臣の御見解、お伺いをいたします。</p> <p>○後藤国務大臣 今委員から御指摘がありましたように、今般の改正法案において、募集情報等提供事業者に対して、募集情報の的確表示等の依拠すべきルールを定めております。改正法に基づく届出事業者について、一覧で閲覧できるようにし、利用者自らがサービスを選択できる環境を整えていくことが必要だと思います。</p> <p>さらに、事業運営の質の向上についてでございま</p> <p>ますけれども、この質の向上を図るために、事業者団体とも連携しながら、優良な事業者を周知する取組についても検討していくかと思います。</p> <p>例えば、認定する仕組みなども検討の一つだと思います。</p> <p>○池下委員 ありがとうございます。</p> <p>また、認定の仕組みといふことも御検討いただきたいなという具合に思います。</p> <p>それでは、次に質問を続けさせていただきたい</p> <p>という具合に思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、そ</p>
<p>して給付金についてお伺いをしていきたいと思うのですが、当該支援金・給付金は、コロナの影響によって事業主が休業させ、休業期間中に休業手当の支払いを受けることができなかつた雇用保険被保険者に対する休業給付金を支給するものですが、また一方、雇用保険被保険者でない労働者についても同様に、給付金を支給する事業を実施であります。</p> <p>雇用保険被保険者でない労働者というのは、恐らくアルバイトさんであつたりパートさんであつたりというところを想定されているかなという具合に思うんですけれども、私の方にも実は切実な御相談が先日ありました。</p> <p>個人事業主の方なんですが、御家族と従業員さんと一緒にされている小さな事業主さん、はつきり言うとお魚屋さんやつたんですけれども、そういうところでもやはりこの支給金であつたり給付金というのを使っていきたいなと思つておられまして、従業員に対しては使えるんだけれども、いわゆる青色事業専従者、生計を一にされている青色事業専従者、奥様であつたり家族であつたりというところは使えないんじゃないのかと</p> <p>いうことで、どうなんだということで御心配をいたしました。やはり、生活をしていく中で、家族というのも当然お仕事を労働者と同様にされているということになりますので。</p> <p>そこでちょっと御確認でお伺いをしたいんですけれども、今回、この労働者というものの定義について教えていただきたいと思います。</p> <p>○田中政府参考人 労働者性については、通常、事業主の指揮命令下で働き、それによって賃金を受けている者というふうに言われております。</p> <p>これが一般的な定義ですけれども、同居の親族のよう部分については、その指揮命令関係等が曖昧なところから、通常は労働者性がないといふふうに考えられておりますけれども、一定の要件に該当する場合は労働者性を認められる場合もある</p> <p>ことがあります。実際あります。ですので、そのときには、それに代わるような書類がないかとか、そういうのは有力な証拠になるわけですから、なかなか個人事業主の場合、そろわれていない場合もあります。</p> <p>その際に、通常であれば、労働者名簿とか賃金台帳とか、そういうふたつの労働関係の諸帳簿の存在といふのは有力な証拠になるわけですから、ただきますので、この点、個別にお問い合わせいただければと思います。</p>
<p>当しますよというお答えだったと思うんですねども、全国、同様のこういう青色事業専従者の方々も心配されているかと思うんですけれども、ちょっと具体的な要項を、例えば、どこに相談したらいいのかとか、どのような資料、これを持つて、その労働者性があるんだということを示せるのかということにつきまして、ちょっとお伺いをしたいと思います。</p> <p>○田中政府参考人 個人事業主と同居している親族の方の労働者性の判断について、原則としては労働者性がないということが多いんですけども、次のようないく条件に該当する場合は、労働者性があるものと判断しております。</p> <p>一つ目に、業務を行つて、事業主の指揮命令に従つていることが明確であること、二つ目に、就業の実態が当該事業所におけるほかの労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われること、三つ目に、事業主と利益を一にする地位、取締役等ですが、そういう地位にないこと、</p> <p>○池下委員 労働者性を認めることができれば該</p> <p>いうことの周知も併せて図つていただきたいなど</p>

いう形で思います。

改めて、次なんですが、育児休業給付の国庫負担金の改正についてお伺いをしていきたいと思います。

この論点につきましても、本当に多くの委員の皆様から御指摘があつたところで、ちょっと違う観点からもお話ししていきたいなと思うんですが。

この給付金につきまして、雇用保険の財源がもののかどうかという御意見というのも本当に多くあつたかと思います。雇用保険部会でも、労使双方の委員から、育児休業の取得促進は少子化対策の一環として行われるべきだという御意見もあつたところです。

また、これまでの答弁の中で、令和六年を目指に、育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするという具合に言われておりました。

令和六年度までは、育児休業給付資金、この積み立ててきたものを使いながら、給付についてマニアスとならないような形で事業を行っていくような形になるのかなどと考えておるんですけども、一方、四月から男性の育児休暇についても今後増えていくと予想されることから、これまでよりも育児給付の支給額というのは増加すると思します。

万が一、令和六年度末までに財源がもしマイナスになるようなことがあつた場合に、どのような対応をされるのか。また、必要があると認められるときとは具体的にどのような場合を想定し、さらに、所要の措置というのは具体的にどんな対応をしていくのか。令和七年度以降も育児休業給付の仕組みが継続的に行われるようにするために、方針につきましても併せてお伺いをしたいと思います。

○後藤国務大臣 まず、育児休業給付の財政運営試算に当たりましては、これまで、男性受給者の増加傾向も織り込んで試算を行つてあるところでござります。

ございます。

本年十月から施行される産後パパ育休によりまして、仮に男性育児休業取得率が三〇%に達するまで進み、平均二週間取得するなど一定の仮定を置いて試算すると、年間約六十六億円程度増加する見込みでありまして、これを加えても、令和六年度末の育児休業資金は残存する見込みであると

いうふうには考えてはおります。

その上で、今般の法案では、仮に高い伸び率が続いた場合の財政リスクに備える観点から、失業給付の積立金からの借入規定を令和六年度まで延長することとした上で、仮に借りが生じた場合には、返済の在り方について検討する旨の規定を盛り込んでいるところでありまして、支給状況に応じて適切に財政運営を行つてまいりたいといふふうに思います。

それから、令和六年度以降の在り方、それも一緒にお尋ねがありましたけれども、育児休業給付の今後の在り方については、少子化社会対策大綱において、育児休業給付について、中長期的な観点から、その充実を含め、他の子育て支援制度との今後も併せた制度の在り方を総合的に検討するとしていることや、現在の保険料率では、令和七年度以降、安定運営が可能な見通しとなつてないことも踏まえまして、今般の改正法案の附則において、令和六年度までをめどに、育児休業給付及びその財源の在り方について検討を行う旨の規定を置いているところでござります。

どのような場合にどのような措置を講ずるかは、まさに今後の議論を踏まえ検討されるものであります。

○池下委員 ありがとうございます。

具体的なことは今後と、いうことになるかと思います。

○後藤国務大臣 まずは、育児休業給付の財政運営試算に当たりましては、これまで、男性受給者の増加傾向も織り込んで試算を行つてあるところでござります。

で、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。
○橋本委員長 次に、吉田とも代君。

○吉田(と)委員 日本維新的会の吉田とも代です。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

雇用保険法の改正案の質疑に入る前に、一点、新型コロナウイルス感染症について質問をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。三月一日の朝日新聞夕刊の記事です。アメリカのニューヨーク保健当局の研究者らによる研究結果が掲載されています。この研究結果は専門家の査読を受ける前の論文によるものですが、ニューヨークでの新型コロナワクチンを二回接種した五歳から十一歳の約三十七万人のデータから発表されたものです。

この記事によりますと、五歳から十一歳の子供における感染を防ぐ効果は、昨年十二月中旬には六八%であったものが、本年一月下旬には一二%に落ちています。同じく五歳から十一歳の子供における入院を防ぐ効果は、同じ期間の間に一〇〇%から四八%へと半分以下になつております。

この約一ヶ月半ほどで五歳から十一歳の子供に対する新型コロナワクチンの効果が著しく低下していることが分かります。また、十二歳から十七歳の子供に対する新型コロナワクチンよりも効果の下がり方が急激であるとも言えます。

こういった海外のデータをどのように受け止めているらしやるのか、また、日本での五歳から十歳の子供に対する新型コロナワクチンよりも効果の下がり方が急激であるとも言えます。

て、入院予防効果については重症化する子供のが少ないため正確な分析をするためのデータとしては不十分である旨も、併せて報じられております。

いずれにしても、まだ査読前の論文でもありますし、こうした研究結果の評価については、専門家の評価を待つて、我々としても慎重に解釈したいと思っております。

なお、五歳から十一歳までの子供への新型コロナワクチンの接種の主たる目的は重症化予防と発症予防でありますので、この研究結果のみをもつて特例臨時接種として実施することの意義が揺らぐと、いうものでもないというふうにも考えております。

五歳から十一歳までの子供への新型コロナワクチン接種を行つている米国、英国、ドイツ、フランスにおいても、この研究結果を踏まえて、接種の対象範囲等を変更してはおりません。

引き続き、子供に対するワクチンの効果に関する知見の収集に努めまして、必要な情報をしっかりと発信しながら、ワクチンの有効性、安全性を丁寧に分かりやすく説明してまいりたいと思います。

今、御指摘をいただいたような、こうした論文の成果、こうしたことも注意深くこれからフォローしてまいりたいと思います。

○吉田(と)委員 このように、これからも、海外そして日本から、こういつたワクチン接種についての様々な研究結果が今後も出てくることが予想されます。今、後藤大臣から、有効性、安全性についてしっかり、疑義を、していくということでしたけれども、その都度立ち止まつていただきまして、場合によつては五歳から十一歳の子供の新規コロナワクチン接種について見送るということをしたいと思います。

この資料は、ヤフー特設サイト、新型コロナワクチン情報まとめからの資料によります。

この資料によりますと、アメリカにおける五歳から十一歳の子供さんへ新型コロナワクチンを二回接種した後の副反応の出現頻度が掲載されています。日常生活に支障が出る割合が七・四%、そして、登校できない割合が一〇・九%となつております。

新型コロナワクチンを二回接種した後に一割以上の小学生が登校できないというのは極めて大きい副反応出現率だと思いますが、厚労省はこの結果をどのように受け止めておられますでしょうか。

○後藤国務大臣 御指摘のデータは米国CDCの報告を指すと承知しております。

この報告の中では、五歳から十一歳までの子供への新型コロナワクチン接種による副反応の発生頻度について、十二歳から十五歳までの子供と比べて、登校できない者の割合は多いものの、他の局所反応や全身反応等の割合は少ないと報告されております。こうしたデータや、その他様々なデータを総合的に勘案して、特例臨時接種として実施することといたしましたわけでございます。

御指摘のように、厚生労働省では、QアンドAによりまして、副反応により学校等を休んでも欠席とせず柔軟に取り扱うことが可能であること

あります。厚生労働省では、QアンドAによりまして、副反応により学校等を休んでも欠席とせず柔軟に取り扱うことが可能であることや、保護者も看護のために休暇を取得できる場合があることなども周知しまして、子供のワクチン接種の環境の整備を進めているところでございます。

○吉田(ど)委員 子供のワクチンで、ジフテリアとかはしかとかインフルエンザ、こういった接種を今まで行つてきているわけですけれども、接種した翌日に、幾ら治験で安全性があるとはいえない、クラスの割が休むというのは、やはり普通ではないと思うんですね。

こういった結果、今、SNSの時代ですので、多くの保護者や、そして子供さんに素早く情報が提供される時代となつております。

一般、私が衆議院予算委員会で五歳から十一歳へのワクチン接種について極めて慎重にすべきで

あるという主張をした際にも、もっと私たちの声を届けてほしいと、多くの国民の皆様から反響がございました。

ですので、一度決めた方針ですけれども、変更するということも全く問題ないと私は考えておりまますので、是非、五歳から十一歳への子供さんへ

のワクチン接種に関する最新データ、これには機敏に対応をしていただきたいとお願い申し上げます。

それでは、続きまして、雇用保険について質疑

させていただきますが、働き手を守るはずのセーフティーネットの機能に継びが生じています。

雇用保険事業の根幹を成す失業保険を二〇二〇年度中に受け取った方は、労働力調査における完全失業者のうち、仕事を辞めたため求職者の数は約百三十二万人に対しても雇用保険の受給者実人

員数は約四十八万人で、受給比率は約三六%でした。受給者比率は近年微増傾向にあるものの、そ

れでも失業者十人のうち六人から七人が失業保険を受けていないという計算になります。

この受給者率は何が問題だと政府は受け止めていらっしゃるのでしょうか。

〔委員長退席、牧原委員長代理着席〕

○田中政府参考人 御指摘のとおり、労働力調査によりますと、二〇二〇年度の完全失業者のうち、仕事を辞めたため求職している方が月平均で百三十二万人であるのに対し、同じ年度の雇用保険の受給者実人員の数は月平均で四十八万人であり、その比率を機械的に計算すると、約三六%となります。

この受給者実人員に含まれない失業者としては、基本手当の受給期間終了後も引き続き求職活動をしている方や、短期間での離職により基本手当の受給資格を得られなかつた方などが想定されますが、厚生労働省として、そもそもどのくらいこの訓練受講者数を想定していたのでしょうか。また、職業訓練受講給付金の訓練受講手当、これを月十万円とした根拠をお伺いしたいと思います。

○田中(ど)委員 こうした観点から、求職者支援制度をより利用

しやすくなる特例を講じるとともに、求職者支援

制度の訓練を含む職業訓練の充実、新型コロナの影響による離職者をトライアル雇用する事業主への支援といった施策を講じており、こうした施策を通じて離職者がより早期に再就職できるよう支援してまいりたいと考えております。

○吉田(ど)委員 雇用保険の根幹を成す失業保険ですので、働く人の安全網、セーフティーネットを通じて離職者がより早期に再就職できるよう支援してまいりたいと考えております。

失業保険の給付の条件というのが、まず一週間に労働時間が二十時間以上、それを満たして初めて被保険者となり、また、被保険者として一定期間保険料支払いの実績が必要になつてまいります。こうした条件がパートやそして日雇の方、非正規雇用の方には十分に機能していないと言えるのではないかでしょうか。

この雇用保険料、会社と働き手が折半するものですが、被保険者となり、また、被保険者として一定期間保険料支払いの実績が必要になつてまいります。こうした条件がパートやそして日雇の方、非正規雇用の方には十分に機能していないと言えるのではないかでしょうか。

この雇用保険料、会社と働き手が折半するものですが、被保険者となり、また、被保険者として一定期間保険料支払いの実績が必要になつてまいります。こうした条件がパートやそして日雇の方、非正規雇用の方には十分に機能していないと言えるのではないかでしょうか。

一方、二〇二〇年度の受講者数は約二万四千人であり、厚労省としてはこの数字をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。また、これらの状況を踏まえて今後どのように展開していくかれるのか、厚生労働省の見解をお聞かせください。

○田中政府参考人 令和三年度の求職者支援訓練の受講者数は、令和二年度の実績である約二・四万人を倍増させる五万人を目指として掲げておりますが、本年一月時点の実績は約二・二万人と、前年同期と比べて約一・二倍の増加にとどまっています。

このため、必要な方に制度を御利用いただけるよう制度を使いややすくする特例措置を設け、ハローワークでのお一人お一人の状況に応じたきめ細かな情報提供をし、さらに、インターネット、SNSを活用した幅広い周知広報等を行い、活用促進に向けた働きかけを積極的に行つてているところでございまして、今後とも努力してまいりたいと思います。

○吉田(ど)委員 従来より抱えていた格差や貧困問題、これらに輪をかけて、このコロナ禍で更に浮き彫りになつたこの雇用問題、弱い立場の方々が守られるよう、更に支援制度の広報宣伝、周知徹底をお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○橋本委員長 次に、田中健君。

○田中(健)委員 国民民主党の田中健です。ただきました。ありがとうございます。

定していたところでございます。

また、訓練期間中の生活支援のために支給する職業訓練受講給付金の額は、一人当たりの標準的な生活費を踏まえまして、月十万円としております。

〔牧原委員長代理退席、委員長着席〕

○吉田(ど)委員 創設当時はかなり高い受講者数を誇っていたという求職者支援制度でなければなりませんが、二〇二一年度の受講者目標は約五万人と設定されています。

一方、二〇二〇年度の受講者数は約二万四千人であり、厚労省としてはこの数字をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。また、これらの状況を踏まえて今後どのように展開していくかれるのか、厚生労働省の見解をお聞かせください。

○田中政府参考人 令和三年度の求職者支援訓練の受講者数は、令和二年度の実績である約二・四万人を倍増させる五万人を目指として掲げておりますが、本年一月時点の実績は約二・二万人と、前年同期と比べて約一・二倍の増加にとどまっています。

このため、必要な方に制度を御利用いただけるよう制度を使いややすくする特例措置を設け、ハローワークでのお一人お一人の状況に応じたきめ細かな情報提供をし、さらに、インターネット、SNSを活用した幅広い周知広報等を行い、活用促進に向けた働きかけを積極的に行つてているところでございまして、今後とも努力してまいりたいと思います。

○吉田(ど)委員 従来より抱えていた格差や貧困問題、これらに輪をかけて、このコロナ禍で更に浮き彫りになつたこの雇用問題、弱い立場の方々が守られるよう、更に支援制度の広報宣伝、周知徹底をお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○橋本委員長 次に、田中健君。

○田中(健)委員 国民民主党の田中健です。ただきました。ありがとうございます。

また、先ほどは黙禱がささげられましたが、本日は東日本大震災から十一年となります。亡くなられた方の御冥福をお祈りし、また、被災地の皆さんに思いをはせながら、質問をさせていただきました。

職業安定法改正について伺います。

今回の法改正では、求職者情報を収集して募集情報等提供を行う者を届出制、事業概要等の報告により把握するということです。

求人メディアの業界としては公益財団法人の全国求人情報協会という団体がありまして、六十一社が加盟をしていますが、今回の法改正でどれくらいの届出数になると想定をされていますでしょうか。まず伺います。

○田中政府参考人 募集情報等提供事業者の数につきましては、私どもの方で、インターネットで検索をすること、八百程度の事業者を把握しております。

一方で、全ての事業者を網羅しているとは考えておらず、今後、届出制の導入も踏まえて、より実態を把握できるように努めてまいりたいと考えております。

○田中(健)委員 かなり多くの数になるということです。

求人情報の、先ほど言いました協会の発表によりますと、二〇二〇年度を対象としました市場規模というのは四千百五十億ということでありまして、一方、ソーシャルリクルーティング、アグリゲーター、クラウドソーシングと、ちょっと横文字ばかりなんですねけれども、こういった新形態のサービスの市場規模はこの数字に含まれておらず、一千八百八十六億円ということで、これは前年比プラス七〇%ということで、新形態のサービスが大きく拡大をしています。

今回の改正の想定される求人検索のエンジンなどに加えて、次々と新しいサービスが生まれておりまして、これも横文字であるんですが、キャリアSNS形態、マッチングプラットフォーム形態、またカジュアル面談と言われるような、直接

的に雇用に関係のあるですね、成立をあつせんしないといった新しいビジネスも次々と登場しています。

こういった新しいビジネスモデルによるものも今

回の対象になると考えていいんでしょうか。

○田中政府参考人 インターネット上のサービスは本当に様々なものが出てきておりまして、その

一般論として今回の対応をお答えすれば、求人企業が募集に関する情報を登録して、求職者が当該情報を閲覧できるようするサービスや、求職者が自らに関する情報を登録して、求人企業がそれを閲覧できるようにするサービスについては募

集情報等提供事業に該当し、SNS上などでこの

ようなサービスを行っていれば、その名称にかかわらず、職業安定法の規定を遵守していただく必

要があると考えております。

募集段階において給料や待遇を具体的に記載し

ないものであってもこの考え方方は同様であります。

業は職業安定法に基づき賃金等の労働条件の明示

が必要となることは、先ほど御答弁したとおりで

ございます。

○田中(健)委員 先ほど吉田先生の方からもるる

その質問がありました。新しいサービスにおいて

は、もしかしたら、自分が適合しないんじゃない

かというふうに思っている会社さんもいらっしゃるんじゃないかなとも思いますし、また、そういう

会社を、先ほどの答弁では、それぞれインターネットで探していくということでありましたので、ちょっと、やり方は随時変えていき、また、適切な方法を考えていただきたいと思っていま

す。

先ほどの答弁の中に少し入っていたんですねけれども、この新しいサービスの中には、給料や待遇

などの条件ではなく、やりがいや環境でマッチ

ングをするとうたつているサービスがあります。例

えば、募集に関する給与、待遇の記載NGとい

うような会社もありまして、そもそも、このようないいな会社が雇用仲介業者として位置づけられるのかどうかということを大変疑問に思っています。

これは、求人情報とは何なのかということにも

どうかということがあります。

この辺りは、求人情報等は何なのかということにも

どうかということがあります。

人企業や求職者が日本国内にいるなど、募集情報等提供事業が日本国内で行われていると評価できる場合には、今般の法に規定している募集情報等の的確表示等のルールを遵守していただく必要があると考えております。

事業開始の届出や事業概況報告の提出の義務についても、日本に存在する求人企業あるいは求職者の保護という観点から、しっかりと職業安定法上のルールを適用していかないと考えております。

○田中(健)委員 日本国に事業所がある企業について、届出制なり様々なルールを定めるわけですが薄れてしまっていますというか、そもそも実効性がないのであれば、就業内容がそもそも掲載内容と異なっているかどうかを判断できず、今回の目玉でもあります的確表示そのものの意味が薄れてしまっていますというか、そもそも実効性が薄れています。

この辺りは、日本に存在する求人企業あるいは求職者の保護という観点から、しっかりと職業安定法上

<p>のは相当な業務量となることが想定をされます。どのようにして実効性を担保していくのか、内容を伺います。</p> <p>○田中政府参考人 先ほど申し上げましたように、最新かつ正確な内容に保つというのは、求人ビジネス、あるいはその求人ビジネスが活動する労働市場の信頼性にとって非常に重要な要素だというふうに思っております。</p> <p>もちろん、今回規制を、ルールをつくるのも、こういったビジネスが大幅に伸びてきていて、取り扱う情報の数も莫大な数になりつつある、その中で法的にどういうふうに考えていくかという議論をしたわけでございます。</p> <p>したがって、多いから難しいんじゃないかということではなくて、恐らく、このルールをしっかりと周知じつつ、基本的には、事業者がしっかりと自覚を持ってルールを自主的に守っていただくということが大事ですし、それを一つカバーするようになればいいけれども、業界団体の機能も重視していかなければいけませんし、業界団体と私どもルールを所管する行政官庁が、地方の組織、指導のための行政組織の充実も含めてしっかりと対応していく必要があるのでないかと考えております。</p> <p>○田中(健)委員 これは、始めてみないとどこまで実効性を担保できるか分からんんですが、ネット上ないしSNS上、様々な誤った情報を検索するのに、大手はA-Iを使ったりして、かなりのコストを払って実行しています。今回対象となる会社は、もちろん大手はあるんですけれども、かなりベンチャーや小さな企業もありますので、今、業界団体やまた地方を使っても実効性を担保していくということをおっしゃっていたときましたので、せつかこのような的確表示を義務づければと思っています。</p> <p>さらに、苦情処理を義務づけるということも今回記されています。</p> <p>皆さんも御案内のとおり、これは、人材サービ</p>
<p>スだけでなくて、インターネットを使ってていますと、苦情処理や問合せというのには、今やもう電話をするというものはありません。一生懸命ネットのページを見ていても、電話番号を探しても、なべて、ほとんどメールか問合せフォームのような形でしか受け付けていないのが現状です。</p> <p>今回の義務づけの中には、迅速かつ適切な苦情処理のためということが掲げられていますが、これも、どこまでの対応を業者に、また業界に求めしていくのかということが具体的にここでは分かれませんので、是非お示しいただきたいと思います。</p> <p>必要な体制整備の義務を課すこととしております。</p> <p>○田中政府参考人 今般の法改正では、募集情報等提供事業を行う者に対し、求人情報等を広く提供する社会的役割に鑑みて、迅速な苦情処理及び反になると考へております。</p> <p>○田中(健)委員 もちろん、苦情を、義務づけることによって書くことは分かるんですけども、つまり、その義務づけたことが、單に、問合せはこちらというメールや、单にお問合せフォームと</p>
<p>この義務に沿ってどのような体制を取るかについては事業の規模などによって異なりますが、少なくとも、苦情の申出先を明らかにする必要があるとともに、苦情を放置するような状況は義務違反になると考へております。</p> <p>○田中(健)委員 もちろん、苦情を、義務づけることによって書くことは分かるんですけども、つまり、その義務づけたことが、単に、問合せはこちらというメールや、单にお問合せフォームと</p> <p>この義務に沿ってどのような体制を取るかについては事業の規模などによって異なりますが、少なくとも、苦情の申出先を明らかにする必要があるとともに、苦情を放置するような状況は義務違反になると考へております。</p> <p>○田中(健)委員 以前のこの委員会でも、新聞記事を取り上げて御質問を、先生、いただきましたけれども、求職者が、話が違うということで尋ねようとしても、会社が変わつていたり連絡先が分からないので結局泣き寝入りしてしまったというような例を示していただきましたが、そのようなことがないように、是非、今ある対応も検討していただけるというの、お願いをしたいと思つて</p> <p>次に進みます。</p> <p>求人サイトでは、利用者が氏名や年齢、住所、さらには学歴や職歴ということなど個人情報を登録する場合が多く、情報漏えいを懸念するという利用者も多いと言われています。</p> <p>どの国にサーバーがあるのか、また契約の委託先がどこで管理しているのか、再委託先は等々、個人情報の管理ということは多くがデータ管理を外部に委託をして、詳細を把握していないという</p>
<p>個人情報の保護については個人情報保護法、また、サーバーの管理や閲覧等の外部送信には電気通信事業法といった制約があります。</p> <p>今回の法改正では、この個人情報の保護や秘密保持ということも大きな項目として掲げられておりまして、これが義務づけられるということであれば、職業安定法に基づいては、このような個人情報の保護、秘密保持というのはどのようになりますが、職業安定法の改正によりまして、これが可能になるのか、伺います。</p> <p>○田中政府参考人 今般の職業安定法の改正によりまして、募集情報等提供事業者の適正な運営を確保する観点から、これまでの職業紹介事業者に対するのと同様に、募集情報等提供事業者についても個人情報の保護に関するルールを適用すると、やはり義務違反になるというふうに思いますが、そこで、そこまできちっと体制整備と、それを実際動かすということをしっかりと周知して、実効ある措置を取つていただきよう促していきたいと思っております。</p> <p>○田中(健)委員 以前のこの委員会でも、新聞記事を取り上げて御質問を、先生、いただきましたけれども、求職者が、話が違うということで尋ねようとしても、会社が変わつていたり連絡先が分からないので結局泣き寝入りしてしまったというような例を示していただきましたが、そのようなことがないように、是非、今ある対応も検討していただけるというの、お願いをしたいと思つて</p> <p>次に進みます。</p> <p>求人サイトでは、利用者が氏名や年齢、住所、さらには学歴や職歴ということなど個人情報を登録する場合が多く、情報漏えいを懸念するという利用者も多いと言われています。</p> <p>もちろん、個人情報保護法や電気通信事業法は、それぞれ、職業安定法とは別の趣旨、目的を有して、それに照らして必要な法規制を図つておられます。事業者が各法律の規制対象に該当する場合は、職業安定法に加えて、当然、それぞれの法律の規定も遵守していただく必要があると考へております。事業者が各法律の規制対象に該当する場合は、職業安定法に加えて、当然、それぞれの法律の規定も遵守していただく必要があります。</p> <p>○田中(健)委員 ちょっと分からなかつたんですけども。</p> <p>例えば、個人情報保護法、この四月に法改正が全面施行となりまして、先ほどちょっと懸念をしました海外のデータ保存などは、規制は強化されます。海外事業者にデータの処理を委託する場合は、国名を示したり、また本人の同意取得なども義務づけといふことで、今、企業が一生懸命この対応に追われているところであります。</p> <p>そのようなことが求職者保護につながるという</p>

ことは大変いことだと思っておるんですが、さらに、その中でも、今回の法改正では、職業安定法に基づいた保護と秘密保持をするというのが、ちょっとどのようなことになるのか。否定をしているわけではなくて、更に求職者に対して安心や安全につながるというのを、もう少し具体的にお示しいただければと思います。

○田中政府参考人 恐らく、職業安定法での個人情報保護と個人情報保護法などでの個人情報保護のルール、当然重なる部分はありますけれども、私たちの個人情報保護というものは、職業選択の観点から個人情報が、どうしても人材ビジネスの過程において個人情報を使わなければなかなかうまくマッチングができないということで、非常にそういう意味で個人情報が漏洩やすい、あるいは誤つて使われやすい部分でもあります。そういうことで、特にこういった事業を規制するといいますか、事業を所管する厚生労働大臣がその視点から求人ビジネスに対して指針を定めて、独自の対応をしていくということは重要なかと思います。

ですので、私たちの個人情報の観点でお示ししている職業安定法に基づく指針は一般的なものではなくて、まさに人材ビジネスに即応した形で、情報の取扱いあるいは適切な管理の在り方等を示しているという形になつておりますし、それに違反があった場合には厚生労働大臣が指導するという体系になつております。

それと、一般的な個人情報の取扱いについてのルールは、これは重複的に適用されると考えておりまして、入念的に、私たちの指針の中にも、個人情報保護法の規定に従うようにということを書かせていただいて、その点のそごがないようにさせていただいております。

○田中(健)委員 先ほど来、厚生労働大臣という言葉が何度も出てきておりまして、ちょっと時間もないものですから、今回この改正法についての、ちょっと私も具体的なものが分からなかつたものですから、一つずつ確認をしながら質問させてもらいました。まだ明らかでないことや、先ほ

ど吉田委員の様々な提案も、課題が残っているかとは思うんですけども、是非最後に、大臣のこの改正法に向ける意気込みと、また、今回の質問のまとめとして一言いただければと思います。

○後藤国務大臣 今、丁寧に法律新しい、特に募集情報等提供事業者、SNSや、あるいはA

I、あるいは国際的な問題、新たな質を担保する中での競争の問題、多角的な問題点があること、よく承知して、しっかりと新しいビジネスとして成り立つことと、そして、情報を受ける人の権利や、しっかりと役に立つように、しっかりと見ていただきたいというふうに思つております。

○田中(健)委員 ありがとうございます。

ますますこの転職市場というのは活発化していくと思つておりますし、新しい会社やサービスも続々と生まれてくると思いますが、どんな形であれ、求職者が安心してサービスを受けられるという環境を是非つくっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○橋本委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党的宮本徹です。

まず、職安法について、一点お伺いします。

見かけの賃金額を高く見せる固定残業代が横行しております。求人サイトでも、基本賃金額は残業代等を除いた所定労働時間に相当する賃金額の表示を義務づけるべきだと考えますが、いかがですか。

○後藤国務大臣 現在でも、職業安定法に基づく指針において、労働条件を明示するに当たつては、賃金形態や基本給、手当に関する事項について明示するとともに、いわゆる固定残業代を採用する場合は、固定残業代算定のための基礎となる労働時間や、固定残業代を除外した基本給の額、

固定残業代の対象となる労働時間を超える時間労働に対する割増し賃金を追加で支払う旨等について明示することとされております。

労働条件の明示を行う前の募集情報についても、今般の法改正により、募集情報等の虚偽の表

示や誤解を生じさせる表示を禁止しているところでございまして、法案成立後に、どのような表示が誤解を生じさせる表示に該当するのかお示しのまとめとして一言いただければと思います。

○後藤国務大臣 四十分の一へ引き下げ、失業者の生活安定への国の責任を逃れようとしている点にあります。雇用保険部会でも、労使双方から納得できないという意見が噴出しておりました。

資料の二ページ目を見ていただきたいと思います。雇用保険部会長が本法案について一月十三日に出した意見です。

本部会として、雇用保険財政の在り方に関する今後の検討に際し、以下のとおり公労使一致の意見を付す。財政を含めた雇用保険制度全体の在り方について、拙速に議論を進めることは避け、雇用保険制度の当事者たる公労使が一致して納得のいく結論を出せるよう、厚労省は必要な資料を時間的余裕を持って提示し、改正案の内容について明確かつ合理的な説明を行なうなど、丁寧な会議運営を行なうべきであると。

裏返せば、今回のやり方へのふんまんやる方ない思ひがこもつて、いるというふうに私は思いましたよ。こうした意見がつくるのは、大臣、前代未聞じゃないですか。

○後藤国務大臣 過去二十年について確認しましたところ、丁寧な会議運営に関する御意見が付された例はないものと承知しております。

○宮本(徹)委員 前代未聞なわけですよね。本当に乱暴な会議運営で、結論ありきで押し切ったところが今回の件だったわけですよ。

資料の四ページ目に、自民党の高島修一元厚労政務官のインタビュー記事を載せておきました。

政治的スタンスは私はかなり違うところが多いわけですが、これでも、この中では、失業給付の増額を、困っている人を助けるのが政治の使命だということをおっしゃっています。雇調金は日額上限を引き上げたのに、失業給付は低いままだ、給付率も改善すべきだと。この点では大変賛同できる意見を述べていらっしゃいます。

大臣にお伺いしますけれども、コロナ禍で、雇調金の助成率と日額上限が大きく引き上げられました。この背景には、従来の雇調金の水準では生活保障に欠ける、こういう国民の声があつたからではないのか。そして、日額上限を引き上げたことでのような効果があつたのか。この点、大臣の認識をお伺いしたいと思います。

この附帯決議の中でも、前回、二年前ですけれども、時限的な国庫負担率の引下げの継続ですね、四十分の一は、令和三年度までの二年度間に限つた措置とするというふうにしていたわけだと思います。

○宮本(徹)委員 よろしくお願ひいたします。

次に、雇用保険法についてお伺いいたします。

今回の法案の最大の問題は、国庫負担の原則を四十分の一へ引き下げ、失業者の生活安定への国の責任を逃れようとしている点にあります。雇用

保険部会でも、労使双方から納得できないという意見が噴出しておりました。

資料の二ページ目を見ていただきたいと思います。雇用保険部会長が本法案について一月十三日に出した意見です。

本部会として、雇用保険財政の在り方に関する今後の検討に際し、以下のとおり公労使一致の意見を付す。財政を含めた雇用保険制度全体の在り方について、拙速に議論を進めることは避け、雇用保険制度の当事者たる公労使が一致して納得のいく結論を出せるよう、厚労省は必要な資料を時間的余裕を持って提示し、改正案の内容について明確かつ合理的な説明を行なうなど、丁寧な会議運営を行なうべきであると。

裏返せば、今回のやり方へのふんまんやる方ない思ひがこもつて、いるというふうに私は思いましたよ。こうした意見がつくるのは、失業給付の水準の問題でございます。

○宮本(徹)委員 誰がどう見ても、これは本当に附帯決議違反で、何のために附帯決議を上げたのを庫線入れという形で新しい雇用保険の財政の議論をお示ししたところでございます。

<p>○後藤国務大臣 雇用調整助成金の原則的な日額上限は、雇用保険の基本手当日額の上限額に基づき定めています。</p> <p>雇用調整助成金の助成率と日額上限の特例的な引上げは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国規模で急激な経済活動の低下が生じ、雇用環境が悪化する中で、休業手当を支払って雇用を維持する事業主の負担を軽減することにより、休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持と生活の安定を図るため、実施してきたものでございます。</p> <p>日額上限引上げの効果でございますけれども、令和三年版労働経済白書で推計を行つております。これによると、一定の仮定の下ではあるものの、二〇二〇年四月から十月の完全失業率が二・六%ポイント程度抑制されたと分析されておりま</p>
<p>○宮本(徹)委員 失業に陥らせないという効果もありましたし、何よりも、生活の安定を図るために引き上げるしかないんだと。これは本当に与野党一致した意見で、雇用金の上限は引き上がつていつたわけでございます。</p> <p>そうすると、じゃ、問われるのは失業給付の方だと思うんですね。</p> <p>資料の五ページ目につけました。これは、失業給付の基本手当日額の推移でございますが、二〇〇三年に大改悪が行なわれて、手当の日額上限は一五六八円から、今は八千二百六十五円に下がっています。このときに、給付率も六〇%から五〇%に引き下げられました。その結果、一日平均受給額は、二〇二〇年度は二〇〇二年度に比べて八百八十円下がっている。月にすれば、一人当たり二万六千円失業給付が下がっているということになります。</p> <p>全労連の皆さん方がハローワーク前アンケートに取り組んでいるものを拝見いたしましたが、とにかくもう給付額が少な過ぎて、生活や支払いがつらい、健康保険料、年金、住民税を払う余裕がない、厳しいんだ、こういう声があふれています。</p>
<p>大臣、今の失業給付というのは、生活保障、生</p> <p>活安定の水準としては不十分なんじゃないですか。</p> <p>○後藤国務大臣 労働者が失業した際に支給される基本手当については、失業中の労働者の生活保障のみを目的としたものではなく、その早期の就職を促進することを目的として行うものでございます。</p> <p>したがって、基本手当の水準は、労働市場における再就職賃金の水準とバランスの取れた給付水準に設定される必要があるとともに、失業者個人の再就職活動に要する期間を勘案して設定する必要があると考えます。</p> <p>こうした考え方を踏まえまして、基本手当の給付水準は離職前賃金の五〇から八〇%としつつ、年齢、離職理由など、再就職の困難度に応じた所定給付日数分を支給することとしておりまして、制度の趣旨も踏まえたものと考えております。</p> <p>○宮本(徹)委員 生活保障のみを目的にしたものじゃないとおっしゃいますけれども、やはり生活保障が最大の目的なわけじゃないですか。安心して就職活動ができる、職探しができるようによいということが失業給付の最大の私は目的だと思います。</p> <p>資料の六ページ目を見ていただきたいと思います。資料の六ページを見ていたら、それは多くの国民の皆さんの実感と違うと思いますよ。私は、再就職をちゅうちょするような水準では決してないです。今は、今から少し引き上げたとしても、本当に低くて生活できないような状況にあるわけですから、ここは本当に考えていただきたいと思います。</p> <p>この失業給付の水準を引き下げるのことと併せて、並行して行われてきたのが、暫定措置として國庫負担割合の引下げであります。</p> <p>本則である國庫負担割合の四分の一から引下げが行われた二〇〇七年度から二〇二〇年度までの間ににおいて、本則の四分の一で算出した額と実際に支出された國庫負担額との差額、この合計額というものは幾らになりますか。</p>
<p>○田中政府参考人 雇用保険の國庫負担額について暫定的な引下げ措置を開始した平成十九年度から令和二年度の間の決算額と、同期間にについて本則の負担割合により算出した額との差額を機械的に算出いたしますと、約二・二兆円となります。</p> <p>○宮本(徹)委員 約二・二兆円、國庫負担が入っ</p> <p>た。</p> <p>大臣、今の失業給付というのは、生活保障、生</p> <p>活安定の水準としては不十分なんじゃないですか。</p> <p>○田中政府参考人 先ほど大臣からお答えしたところ、失業給付については、生活の保障とそれから再就職をしっかりと促していくという機能がございます。そういう観点から、再就職後の賃金とそれを比較においては、就職をちゅうちょするような高いレベルになりますと、失業期間が長期化するというような弊害もございます。</p> <p>雇用保険の制度設計においては、そういった様々な面があることを慎重に考えながら、現在の水準を定めています。</p> <p>今回の改正におきましても、その点について、基本手当の内容についてどうすべきかということを劳政審で議論をしました。その結果、現段階においては、様々な暫定措置は据え置きつつ現状を維持するという結論になったところでございます。</p> <p>○宮本(徹)委員 しかし、それは多くの国民の皆さんの実感と違うと思いますよ。私は、再就職をちゅうちょするような水準では決してないです。今は、今から少し引き上げたとしても、本当に低くて生活できないような状況にあるわけですから、ここは本当に考えていただきたいと思います。</p> <p>この失業給付の水準を引き下げるのことと併せて、並行して行われてきたのが、暫定措置として國庫負担割合の引下げであります。</p> <p>本則である國庫負担割合の四分の一から引下げが行われた二〇〇七年度から二〇二〇年度までの間ににおいて、本則の四分の一で算出した額と実際に支出された國庫負担額との差額、この合計額というものは幾らになりますか。</p> <p>○田中政府参考人 雇用保険の國庫負担額について暫定的な引下げ措置を開始した平成十九年度から令和二年度の間の決算額と、同期間にについて本則の負担割合により算出した額との差額を機械的に算出いたしますと、約二・二兆円となります。</p> <p>○宮本(徹)委員 約二・二兆円、國庫負担が入っ</p> <p>ると思うんですね、実態調査も含めて。</p> <p>そういう考えは、大臣、ございませんか。</p> <p>○田中政府参考人 先ほど大臣からお答えしたところ、失業給付については、生活の保障とそれから再就職をしっかりと促していくという機能がございます。そういう観点から、再就職後の賃金とそれを比較においては、就職をちゅうちょするような高いレベルになりますと、失業期間が長期化するというような弊害もございます。</p> <p>雇用保険の制度設計においては、そういった様々な面があることを慎重に考えながら、現在の水準を定めています。</p> <p>今回の改正におきましても、その点について、基本手当の内容についてどうすべきかということを劳政審で議論をしました。その結果、現段階においては、様々な暫定措置は据え置きつつ現状を維持するという結論になつたところでございます。</p> <p>○宮本(徹)委員 しかし、それは多くの国民の皆さんの実感と違うと思いますよ。私は、再就職をちゅうちょするような水準では決してないです。今は、今から少し引き上げたとしても、本当に低くて生活できないような状況にあるわけですから、ここは本当に考えていただきたいと思います。</p> <p>この失業給付の水準を引き下げるのことと併せて、並行して行われてきたのが、暫定措置として國庫負担割合の引下げであります。</p> <p>本則である國庫負担割合の四分の一から引下げが行われた二〇〇七年度から二〇二〇年度までの間ににおいて、本則の四分の一で算出した額と実際に支出された國庫負担額との差額、この合計額とい</p> <p>るようすにすべきだというふうに思います。</p> <p>資料の七ページ目を見ていただきたいと思います。これがOECODの資料でございます。</p> <p>OECOD諸国の中で失業者への公的支出のGDP比を出しておりますが、残念ながら日本は下から四番目ということになつております。かつてはそうじやなかつたわけですね、四分の一出していた頃はこうではなかつたわけですから、今は四十分の一ですから極めて低い水準に世界の中でもなつていています。こういう状態を固定化していくのかと思います。</p> <p>OECOD諸国は、日本よりも失業給付が手厚いところもあるわけですが、一般的に言って、失業給付の水準が高いことにはどういうメリットが</p>

あるとお考えですか。

○田中政府参考人 雇用保険の基本手当は、失業中の労働者の生活の安定を図るとともに、その早期就職を促進することを目的としております。

一般論としては、給付水準が高い方が生活を安定させる効果が高くなると考えますが、一方で、再就職後の賃金との差が小さくなり、あるいは逆転する可能性もあり、就職促進効果が損なわれるおそれがあると考えております。

こうしたことでも踏まえ、基本手当の制度設計は、離職前賃金の低い方ほど給付が手厚い制度設計とした上で、再就職時賃金との乖離の状況も必要に応じて確認し、給付と負担のバランスも踏まえて行つていただきます。

○宮本(徹)委員 私たちの国は、コロナ禍で大変な事態になつても、生活の水準を維持できるようにしようじゃないか、消費の水準を維持できるようにしようじゃないか、こういうことで、雇調金額自体は低いままで大変苦労されるということについて本当にみんなで努力したわけございます。しかし、失業された方々は、もちろん失業給付の延長というのをやりましたけれども、しかし金額自体は低いままで大変苦労されるということになつたわけですよね。やはり失業給付は手厚い方が生活の安定に資すると。

さらに、海外の研究を見ますと、失業給付の水準が手厚いほど再就職後の勤続年数が長い、こういう研究もございます。給付水準が低いと、どうしても次への就職がせかされていく、不本意な就職先を選ばざるを得ない、こういうことも起きていることの裏返しだと思います。そういうことを考へると、私は本当に、国庫負担の原則を引き下げる本法案は、向かうべき方向が全く反対だということを厳しく指摘しておきたいと思います。

資料の八ページ目を御覧いただきたいと思います。これは財政審の十二月の建議でございます。これは今回の国庫負担の考え方と共通するのかなと思いますが、国庫負担割合については、社会保険制度における雇用保険制度の相対的な位置づけを踏まえる必要があるとして、我が国の社会保

障制度は、自助、共助、公助の最適な組合せに留意して形成すべきとされており、国民皆保険、皆

年金に代表される共助としての社会保険制度が基本であり、國の責務としての最低限度の生活保障を行う公的扶助等の公助は自助、共助を補完するという位置づけとされている、こういうふうに書いているわけですよ。

つまり、公助は自助、共助の補完なんだ、まさに今回の法案の中身は、本則四分の一を原則四十分の一に引き下げて、自助、共助を補完するところまで公助を引き下げるものになっているのではないかと思いますが、大臣はこの財政審とは全く同じ考え方なんじゃないですか、大臣の立つている立場は。

○後藤国務大臣 御指摘の令和三年十二月三日の財政制度審議会の建議については、平成二十五年の社会保障制度改革国民会議報告書において、主として年金制度や医療保険制度に代表される社会保険制度における公費投入の考え方を踏まえたものであると理解しております。

雇用保険制度の国庫負担については、雇用保険の保険事故である失業が政府の経済政策、雇用政策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきと

いう考え方によるものであります。今回の改正によつてもその考え方は変わらないものと考えております。

○宮本(徹)委員 この考え方とは若干違つたとおりです。このことを大臣はおっしゃいますけれども、実際、しかし、やつてることとはこの財政審に書かれていることそのままじゃありませんか。失業が

この考え方によれば、雇用保険財政の安定的な運営を確保してまいりたいと考へています。その上で、労政審に法案を諮詢を諮詢した際に、今回の諮問案における求職者給付に係る国庫負担の仕組みの導入後ににおいても、引き続き、新たな国庫繰入規定を含めた雇用保険財政の在り方にについて、制度、運用両面において継続的に検証、検討し、必要な対応を行つよう強く求めるとの意見を付されたことをしっかりと受け止め、適切に対応してまいります。

○仁木委員 そして、保険料率の話にもつながるんですけれども、労政審が開催された時期、特に去年から今年の前半ですけれども、例えばコロナも、オミクロン株が世界では報告され、それが少ないとか、つまり、経済は上向いてくる、リ

ますけれども、この間議論に上がつております国庫負担、いわゆる雇用保険の財政、これの安定性が、労政審での議論内容、もちろん大きいわけ

が、労政審での議論内容、もちろん大きいわけがございますが、私はその中で気になるのが、例えば今、国庫負担の割合にも寄与する受給者人員、この七十万人という数字ですね。

これは、例えば今後、労働者人口も日本の人口動態を考えると減少していくことも考えられますし、この数字というのは、例えば次回の労政審、あるいはこの法案を作成する中で変化し得るといふことはあるのでしょうか。それを、まず一番、聞いてみたいと思います。

○田中政府参考人 御指摘の受給者実人員七十万人という水準は、雇用情勢が相当程度悪化した状態として、原則の雇用保険料率を設定するに当たつての基本想定としている六十万人と、近年で最も高い水準である八十五万人の中間程度の水準をもつて設定しているものでございます。

今般の基準は近年の受給者の動向を踏まえて設定しているものでありますので、現段階でこれを引き下げる検討はしておりません。厚生労働省としては、この基準を含めて、今回の保険料及び国庫負担の見直しにより、雇用保険財政の安定的な運営を確保してまいりたいと考へています。

その上で、労政審に法案を諮詢を諮詢した際に、今回の諮問案における求職者給付に係る国庫負担の仕組みの導入後ににおいても、引き続き、新たな国庫繰入規定を含めた雇用保険財政の在り方にについて、制度、運用両面において継続的に検証、検討し、必要な対応を行つよう強く求めるとの意見を付されたことをしっかりと受け止め、適切に対応してまいります。

○仁木委員 そして、保険料率の話にもつながるんですけれども、労政審が開催された時期、特に去年から今年の前半ですけれども、例えばコロナも、オミクロン株が世界では報告され、それが少ないとか、つまり、経済は上向いてくる、リ

ベンジ消費というような言葉も一時出回つてありました。ただ、ここのところに来て、BA・2、オミクロン亞種の広がり等々で、コロナ禍がより長期化するようなことも想定されます。

また、今回、私も前回の厚労委員会で指摘しましたが、新たな経済、雇用を下振れさせるような負荷が、例えばウクライナ・クライシスというような形で襲つております。

そういう中で、一旦この法案が通りますと、保険料率は例えれば下半期も前半より高い状況で実施されるわけでございますけれども、これは経済政策からいってもちょっと逆行するような形であるわけです。

ですから、その辺の、後藤大臣、この今まで丈夫というふうなことを前もお聞きしましたが、保険の今回の財政面の安定ということに関しましては、前回と同じ答弁でよろしいでしょうか。

○後藤国務大臣 令和四年度の雇用保険料については、雇用保険財政が極めて厳しい状況にある中で、失業等給付の保険料率は原則千分の八であるところ、実際の費用負担者である労使も参画した労働政策審議会の報告書も踏まえて、令和四年度における激変緩和措置として年度前半を千分の二、後半を千分の六とすることとしております。

雇用保険制度は、労使から広く御負担いただいだ保険料等を原資として、雇用を失つた方への失業給付や業況が苦しい企業への雇用調整助成金の支給といった再分配を行う機能を有しております。したがつて、単に負担増の観点からのみ議論するのではなくて、雇用保険のセーフティーネット機能を十分に發揮できるように、今般の保険料及び国庫負担の見直しにより雇用保険財政の安定を図つてまいりたいというふうに思つております。

○仁木委員 これも、私は保険のこと論じていろいろな形でございますので、いわゆる過去の事例でいいますとリーマン・ショックのような形の大変な、今回ウクライナ危機に端を発して、日本経済にも、あるいは雇用にも大きく資するよ

うな状況が生じたことも、例えば今固定した保険料率、これは市場にお金が、労使共に、ちょっとその量を減らすことにもなるわけです、そういったことも踏まえて、例えば不景気のときの景気対策としては逆行するものであります。

そういうことを踏まえて、今後の労政審の議論に、そういう大きな、これからこういう天変地異の状況、自然災害とか、あるいはこういった世界経済、世界的ないろいろな状況、イベントによつて経済が変わってくることも想定した上で、そういう内容も盛り込んだ上で労政審のありようをお願いしたいと思います。どうでしようか。

○田中政府参考人 労政審の今回の法案の諮問時に公労使の一致の意見でも指摘されたところですが、けれども、今回の法案は法案として、今後、やはり有事における対応の在り方についても、しっかりと今回のコロナ禍の対応を分析しながら考えるべきだという御意見がございました。

どこまでのリスクを通常の制度に織り込むのか、それを超えればまた今回のこのような臨時の措置が必要になりますけれども、そういうことも慎重に考えながら、雇用保険財政が安定し、求職者それから事業者の皆様が安心して事業活動、就業活動ができるような雇用保険のセーフティーネットを築いていきたいと考えております。

○仁木委員 ちょっと話題を変えます。コロナ対策、ワクチンのことについてお尋ねします。

五歳から十一歳までワクチンが接種されるようになります、私も、長男、三番目の、息子が打つ予定でございますけれども、やはり、私のところにも連日、反対というか、このことをより慎重にすべきだというふうな意見があるわけですけれども。

私は、要は、これは政府からのリスクコミュニケーションがやはり足りないのかなということを感じていますが、そのリスクコミュニケーションにおいて大切な情報、つまりエビデンスを国から

つくるということも大切だと私は思つております。

といいますのは、十八歳未満の方の三回目接種が展開されていません。これもお聞きしましたら、いわゆる製薬メーカーの方から薬事承認の申請がないということだけが理由らしいですし、そ

れでしたら今からやつてはどうですかといつたあたり、あるいは一回目、二回目を打つて時間があつたり、あるいは一回目、二回目を打つて時間がたち過ぎているから、そういう前向き研究をやりにくくというふうなことになっています。

このことを踏まえて、私は、五歳から十一歳の方にもやはり国が主導したそういう前向きコホー

ト研究等々、臨床研究をしっかりとやつていつて、不安に思つておられる方には、これだけ副反応が断片的に出ている、しかし、それ以上のメリット、例えば協力していただける方においては血液検査等々をして、抗S抗体、そういった免疫を測るようなものをやはり国として持つてていく。海外の文献、海外の研究だけに依存するのではなくて、これは今後この委員会でも議論される薬機法にもすごく関係することでおざいますけれども、我が国がバイオヘルスの部分でこれから成長していくため、そしてまた日本の国益を考えると、やはりそういう臨床研究、特に治験も含めて、やれる音頭、これを国が取つていくべきであると考えますけれども、いかがでしょうか、大臣。

○後藤国務大臣 新型コロナワクチン接種後の健康状況に関する調査につきましては、予防接種法上の予防接種に位置づけられた対象者及びワクチンについて、国民の皆様に接種後の状況を情報提供することを目的として、必要に応じ厚生労働科学研究を実施しております。

また、御指摘の一、二回目接種を受けた五歳から十一歳までの方についても、厚生労働科学研究の枠組みの中で調査を実施しているところであります。

私は、要は、これは政府からのリスクコミュニケーションがやはり足りないのかなということを感じていますが、そのリスクコミュニケーションにおいて大切な情報、つまりエビデンスを国から

接種の判断をするに当たつて必要な情報を引き続き丁寧に分かりやすくお伝えしてまいりたいと思います。

○仁木委員 大臣、安全性、これはもちろん今一番保護者等々が気になされていることで、やはり、周りが打つてから反応を見てみて打つてみるという方は、これは特に若い方、一回目、二回目のワクチン接種においても多かったアンケート結果だと思います。

それで、大臣、有効性と言われましたけれども、例えば、私の友人というか知り合いの方で、例福島の第一原発の後、内部被曝を測定して、子供の健康調査をやつている、そういうことをずっとこの十一年間続けてこられてるグループがありました。その先生方の協力があったからこそ、例えば、一回目、二回目接種した後の一ヶ月後、二ヶ月後、三ヶ月後の採血に御協力いただき、何と二千五百人ぐらいの方がエントリーリーした前向きコホート研究が出ております。これがあってこそ、抗Sなんばく、いわゆる抗体、免疫があるかどうかが分かるわけでございまして、やはりそういう定期的に通つてくるためには、かなりの信頼といえますけれども、いかがでしょうか、大臣。

だから、やはり、日本の治験あるいは臨床研究の難しさというのは、そこにお金、人材がないのもそうですが、急に生まれるわけではありません。ですから、やはり、現場で頑張っている先生方の経験も踏まえて、国がこの臨床研究、しっかりと音頭を取つて、海外のデータだけに依存するのではなくて、我が国が本当に国としてそういうことを主導していく、これがひいては国民の健康、そして日本の経済にも寄与するといったことを最後に指摘させていただきまして、私は、仁木博文の有志の会の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○橋本委員長 この際、本案に対し、山井和則君外二名から、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ及び有志の会の三派共同提案による

修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聽取いたします。山井和則君。

〔本号末尾に掲載〕

○山井委員 ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

雇用保険の国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものとして定められています。しかし、平成十九年の雇用保険法改正によつて、当分の間、本則で定める割合の百分の五十五とされ、さらには、平成二十一年度からは、本則で定める割合の百分の十とする暫定措置が講じられています。このような措置に対し、これまで公労使の代表委員で構成される労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会が、報告を取りまとめるたびに本則で定める割合に戻すことを求め続けておりま

す。このようないくつかの問題に対し、これまで公労使の代表委員で構成される労働政策審議会職業安定分科会の附帯決議において同じことを何度も求めています。その上、衆参の厚生労働委員会も、法改正の際の附帯決議において同じことを何度も求めています。にもかかわらず、政府案では、国庫負担を現行の本則で定める割合の百分の十まで実質的に引下げをしようとしています。

また、政府案では、新たな国庫繰入規定を設けようとしていますが、その要件は法律上明確になつておらず、機動性及び実効性が担保されないと私は言えません。この新たな国庫繰入規定及びコロナ禍における特例として延長する国庫繰入規定の適用に当たつては、公労使の意見を十分に聴取する必要がありますが、そうした規定も設けられおりません。

さらに、育児休業給付に関しては、抜本的な見直しが重要な課題となつており、全額国庫負担の新制度への移行やフリーランス等への給付対象拡大を含め、速やかに検討を行つべきです。

こうした認識の下、雇用保険が将来にわたり安定期的に運営され、あわせて、現行制度の枠にとらわれない検討が進められるよう、本修正案を提出いたしました。

次に、本修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本則で定める国庫負担割合を引き下げること。

第二に、毎会計年度において、政令で定める基準に従い、失業等給付等の支給に要する費用の一部を国庫が負担することとなるとともに、附則で定める改正を行わないこととするとともに、附則で定めた国庫負担割合の軽減に係る暫定措置を廃止すること。

第三に、厚生労働大臣は、当該政令を定めようとするとき及び当該費用の一部を国庫が負担しようとするとき、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞かなければならぬものとすること。

第四に、政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業主等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○橋本委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

次回は、来る十五日火曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中雇用保険法第六十六条第一項第一号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定並びに同法第六十六条第一項第二号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定を削る。

第一条のうち雇用保険法第六十六条第二項の改正規定及び同号に次のように加える改正規定並びに同法第六十六条第一項第二号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定を削る。

第一条のうち雇用保険法第六十六条第二項の規定及び同条第五項の改正規定中、「この条」の下に「及び第六十七条の二」を加え、同条第五項中「毎会計年度」の下に「(国庫が第一項第二号)の規定による負担額を負担する会計年度を除く」とを加え、「第一項第一号」を同項第二号に改める

第一項第一号に次のように加える改正規定並びに同法附則第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(国庫負担に関する暫定措置)

第十三条 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用(同年度において特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行った金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額)の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響

第一項のうち雇用保険法第六十七条の次に一条を加える改正規定のうち第六十七条の二中労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合(雇用保険率が千分の十五・五(徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合は千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十四・五)以上である場合その他他の政令で定める場合に限る)にはを「政令で定める基準に従い」に改め、同条に次の二項を加え

第一項のうち雇用保険法第六十七条の二を削る。

第二項の改正規定中「第六十七条の二」を「第六十七条の二第一項」に改める。

第二項のうち特別会計に関する法律附則第十九条の改正規定中「附則第十四条の四第二項」を「附則第十三条第三項」に改める。

第二項のうち特別会計に関する法律附則第二十条の改正規定を次のように改める。

第二項のうち特別会計に関する法律附則第二十条の改正規定を次のように改める。

第二項のうち特別会計に関する法律附則第二十条の改正規定を次のように改める。

2 前項の政令で定める基準は、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるように定めるものとする。

第一条のうち雇用保険法第七十二条第一項の改正規定中「第七十二条第一項」の下に「又は第二十七条第一項若しくは第二項」を、第二十七条第一項若しくは第二項又は第六十七条の二第一項に改め、「事業を」の下に「を定めようとするとき」の下に「第六十七条の二第一項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しないとするとき」を加える。

第一条中雇用保険法附則第十三条の改正規定、同法附則第十四条の二第一項の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定並びに同法附則第十条の改正規定を次のよう改める。

附則第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第一項のうち雇用保険法第六十七条の改正規定及び同条第五項の改正規定並びに同法附則第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第一項のうち雇用保険法第六十七条の改正規定及び同法附則第十四条の二第一項の改正規定並びに同条の次に二条を加える改正規定並びに同法附則第十条の改正規定を次のよう改める。

担することができる。この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により国庫が同項に規定する費用の一部を負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第十三条第一項の規定が適用される会計年度」を「令和四年度」に、「第六十六条及び第六十七条」を「第六十七条の二まで」に、「附則第十三条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」を「第六十七条の二まで及び附則第十三条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第一条第二号中「並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び」を「同法第六十四条の改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定(第十三条第三項)の下に「、第二十条の二」を「算定方法」の下に「、第二十条の二の事業」を加える部分に限る。」及び同法」に改める。

附則第四条中「第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条」を「第六十七条の二」に改める。

附則第九条第一項を次のように改める。

政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業者等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第九条第二項中「及び」の下に「雇用保険法の規定による」を加える。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、令和四年度において約二千七百五十億円の見込みである。

令和四年四月六日印刷

令和四年四月七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C